

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区特別区税条例の一部を改正する条例 (28)	2
江東区保育費用徴収条例の一部を改正する 条例(29)	4
江東区営住宅条例の一部を改正する条例 (30)	4
江東区高齢者住宅条例の一部を改正する条 例(31)	5
江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する 条例(32)	5
江東区奨学資金条例(33)	5
江東区立図書館条例の一部を改正する条例 (34)	6
江東区マンション等の建設に関する条例の 一部を改正する条例(35)	7
江東区長の給料等の特例に関する条例 (36)	9

◎規 則

水防又は応急措置の業務に従事した者の損 害補償に関する条例施行規則の一部を改正 する規則(47)	10
新型コロナウイルス感染症に伴う江東区国 民健康保険の保険料減免の特例に関する規 則の一部を改正する規則(48)	10
江東区奨学資金条例施行規則(49)	10
江東区副区長の選任に伴う関係規則の整理 に関する規則(50)	21
江東区営住宅条例施行規則の一部を改正す る規則(51)	21
江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改 正する規則(52)	22
江東区マンション等の建設に関する条例施 行規則の一部を改正する規則(53)	22
江東区長の職務代理順序に関する規則(54)	28
江東区私債権の管理に関する条例施行規則 の一部を改正する規則(55)	28
江東区特別区税条例施行規則の一部を改正 する規則(56)	28

◎告 示

保管自転車の処分について（令和 5 年 5 月	
-------------------------	--

下期)(192)	32
令和 5 年度補正予算（第 2 号）の告示につ いて(194)	32
東京都市計画臨海副都心有明北地区地区計 画の変更について(199)	35
告示事項変更届（越中島町会）(201)	35
特定商業施設変更届出書の縦覧について (202)	35
保管自転車の処分について（令和 5 年 6 月 上旬）(205)	36
都市計画の案について(206)	36
告示事項変更届（古石場親交会）(207)	36
包括外部監査契約締結の告示について (208)	36
令和 5 年度補正予算（第 3 号）の告示につ いて(209)	37
副区長の就任について(210)	39
副区長の担任事項について(211)	39
情報公開条例第 39 条及び個人情報保護法 施行条例施行規則第 29 条の規定による公 表について(212)	39
特別区道路線の区域変更について(213)	42
特別区道路線の供用開始について(214)	44
区域外地域密着型サービス事業所の廃止に ついて(216)	46
特別区道路線の区域変更について(220)	46
特別区道路線の供用開始について(221)	56
区有通路の区域変更について(222)	66
保管自転車の処分について（令和 5 年 6 月 下期）(223)	76
告示事項変更届（住利町会）(224)	76

◎告 示（教）

令和 5 年第 6 回江東区教育委員会定例会の 招集(11)	76
江東区有形文化財の登録解除について (12)	76

◎区 議 会

区議会議決（令和 5 年第 2 回定例会）	77
-----------------------------	----

条	例
---	---

江東区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 6 月 2 9 日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区条例第 2 8 号

江東区特別区税条例の一部を改正する条例
江東区特別区税条例（昭和 3 9 年 1 2 月江東区
条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条の 3 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第 3 1 4 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは区民税に充当し」を「、区民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 2 4 条の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 2 7 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第 2 9 条中「及び個人」を「、個人」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、

「によって」を「により」に改める。

第 3 2 条第 1 項中「が前年中」を「が当該年度の初日の属する年の前年中」に、「当該年度の初日」を「同日」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第 5 項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、区長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

第 3 4 条の見出し中「義務」を「義務等」に改め、同条中「又は」の次に「第 5 号の 1 5 の 2 様式若しくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第 3 5 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「通知によって」を「通知により」に、「第 1 7 条の 2 の規定によって」を「第 1 7 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 3 5 条の 2 第 1 項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第 3 5 条の 5 において同

じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第35条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもの」とみなすに改める。

第39条第1項第1号エ中「及び側面」を「側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第51条の3第1項及び第5項並びに第52条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

付則第4条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

付則第5条の3を削る。

付則第5条の3の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を付則第5条の3とする。

付則第5条の7第3項を削る。

付則第6条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項

の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) i 中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) i 中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とし、同条第9項を同条第5項とする。

付則第6条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付則第11条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

付則第17条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第39条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定(この条例による改正後の江東区特別区税条例(以下「新条例」という。))付則第6条の2第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日
- (2) 第20条の3第2項並びに第27条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第29条、第32条、第35条、第35条の2及び第35条の6の改正規定並びに付則第5条の3の2の改正規定(同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。)及び付則第6条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項(新条例付則第6条の2第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第 24 条の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日

(区民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の江東区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の年度分の区民税について適用し、令和 5 年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 24 条の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき江東区特別区税条例第 24 条の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 39 条第 1 項第 1 号エ及び附則第 6 条の 2 第 3 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に取得されたこの条例による改正前の江東区特別区税条例付則第 5 条の 3 及び付則第 5 条の 7 第 3 項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例付則第 5 条の 3 第 4 項の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例付則第 6 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 4 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 6 月 29 日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区条例第 29 号

江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例

江東区保育費用徴収条例（平成 9 年 3 月江東区

条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「政令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども（政令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）」に改め、同項第 3 号中「政令第 4 条第 2 項に規定する」を削り、同条第 4 項を次のように改める。

4 第 1 項の規定にかかわらず、保護者に係る特定被監護者等（政令第 14 条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が 2 人以上いる場合において、次に掲げる満 3 歳未満保育認定子どもに係る保育料の額は、0 円とする。

(1) 特定被監護者等のうち満 3 歳未満保育認定子ども以外の者が 1 人以上いる場合における満 3 歳未満保育認定子ども

(2) 特定被監護者等のうち最年長である者が満 3 歳未満保育認定子どもである場合における当該最年長の満 3 歳未満保育認定子ども（同一年齢の者が 2 人以上いる場合は、そのうちの 1 人とする。）以外の満 3 歳未満保育認定子ども

第 3 条第 5 項中「前項」を「第 1 項」に、「全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合にあっては最年長児童に係る保育料の額は別表第 1 又は別表第 2 に定める額に別表第 4 に定める割合を乗じて得た額とする」とともに当該児童以外の児童に係る保育料は免除し、特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者がいる場合にあっては小学校就学前子どもである児童に係る保育料は免除する」を「満 3 歳未満保育認定子どもに係る保育料の額は、0 円とする」に改める。

別表第 4 を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

江東区営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 6 月 29 日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区条例第 30 号

江東区営住宅条例の一部を改正する条例

江東区営住宅条例（平成 9 年 12 月江東区条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「同じ。）」の次に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 30 年東京都条例第 93 号）第 7 条の 2 第 2 項の規定による証明を受け

た同条例第3条の2第2号に規定するパートナーシップ関係の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。))を加え、同項第2号及び同条第2項中「親族」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第8条第1項第2号中「親族」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区高齢者住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年6月29日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区条例第31号

江東区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

江東区高齢者住宅条例(平成9年12月江東区条例第51号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「同じ。))」の次に「、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号)第7条の2第2項の規定による証明を受けた同条例第3条の2第2号に規定するパートナーシップ関係の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。))」を加え、同項第1号イ中「現に同居し、又は同居しようとする65歳以上の配偶者」を「65歳以上の者で、現に同居し、又は同居しようとする配偶者、パートナーシップ関係の相手方」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年6月29日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区条例第32号

江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

江東区立幼稚園設置条例(昭和41年12月江東区条例第30号)の一部を次のように改正する。
別表中

「同 南陽幼稚園	同 東陽二丁目 1番14号
同 川南幼稚園	同 千石二丁目 9番12号

を

「同 南陽幼稚園 同 東陽二丁目
1番14号」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

江東区奨学資金条例を公布する。

令和5年6月29日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区条例第33号

江東区奨学資金条例

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第66条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。))若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する高等課程に限る。))以下これらを「高等学校等」という。に進学し、引き続き在学する者のうち、学習意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者に対し、修学に必要な学資金及び入学準備金(以下「学資金等」という。))を支給することにより、学業に専念できる環境の整備を図り、もって有用な人材を育成することを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 この条例により学資金等の支給を受ける者(以下「奨学生」という。))は、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- (1) 保護者が江東区内に引き続き1年以上居住していること。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (2) 高等学校等へ進学し、引き続き在学する予定であること。
- (3) 学習意欲があり、かつ、成績優秀であること。
- (4) 経済的理由により修学が困難であること。
- (5) 同種の学資金等の支給を他から受けていないこと。
- (6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていないこと。

(学資金等の支給額)

第3条 学資金等の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 学資金 月額1万円
- (2) 入学準備金 10万円

(支給の期間及び時期)

第 4 条 学資金の支給期間は、奨学生が在学する高等学校等の正規の修業年限を限度とする。

2 学資金等の支給時期は、規則で定める。

(支給申請)

第 5 条 学資金等の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

(予約決定)

第 6 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、第 10 条に規定する江東区奨学資金審査会の審議に付し、予算の範囲内において、学資金等の支給の予約決定（進学する高等学校等が決定するまでの仮の支給決定をいう。以下同じ。）をする。

(支給決定)

第 7 条 前条の規定により学資金等の支給の予約決定を受けた者は、進学する高等学校等が決定したときは、規則で定めるところにより、当該高等学校等を区長へ届け出なければならない。

2 区長は、前項の規定による届出があったときは、進学する高等学校等を確認した上で学資金等の支給を決定する。

(支給の休止等)

第 8 条 区長は、奨学生が高等学校等を休学するときは、学資金の支給を休止することができる。

2 区長は、前項の規定により学資金の支給を休止した場合において、奨学生が復学したときは、学資金の支給を再開する。

(支給決定の取消し)

第 9 条 区長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学資金等の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条の資格要件を欠くに至ったとき。
 - (2) 傷病により修学の見込みがないと認められるとき。
 - (3) 学業成績が低下する等、著しい学習意欲の低下が認められるとき。
 - (4) 学資金等を必要としない事由が生じたとき。
 - (5) 偽りその他不正な手段により学資金等の支給を受けたとき。
 - (6) 学資金等を他の目的に使用したとき。
 - (7) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、奨学生として不適当であると認める事由があるとき。
- 2 区長は、前項の規定により学資金等の支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、

当該取消しに係る部分に関し、既に奨学生に学資金等を支給しているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(江東区奨学資金審査会)

第 10 条 学資金等の支給の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の附属機関として、江東区奨学資金審査会を置く。

2 江東区奨学資金審査会の所掌事項、組織等については、規則で定める。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

(江東区奨学資金貸付条例の廃止)

2 江東区奨学資金貸付条例（昭和 33 年 3 月江東区条例第 8 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例の規定による学資金（以下「旧条例学資金」という。）の貸付けを受ける奨学生として決定された者（以下「旧条例奨学生」という。）に係る旧条例学資金の貸付け及び返還については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、区長は、旧条例の規定に基づき令和 6 年度以後の旧条例学資金の貸付けを受けることが決定している旧条例奨学生のうち、江東区奨学資金審査会が学資金を支給することが適当と認める者については、旧条例学資金の貸付けに係る決定の一部を取り消し、この条例の規定による学資金の支給を行うことができる。

江東区立図書館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 6 月 29 日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区条例第 34 号

江東区立図書館条例の一部を改正する条例

江東区立図書館条例（昭和 40 年 12 月江東区条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項の江東区立豊洲図書館に、次のとおり分館を置く。

名 称	位 置
江東区立有明こども図書館	東京都江東区有

明二丁目3番5号

第3条第1号中「を含む」の次に「。以下同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、分館は、次の事業を行う。

(1) 郷土資料、行政資料、レコード及びフィルムの収集にも十分配慮した、図書、視覚聴覚資料その他必要な資料の収集、整理及び利用の促進

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

第4条並びに第5条第1項、第2項第2号及び第3項中「図書館」の次に「及び分館」を加える。別表に次のように加える。

江東区立有明 こども図書館	午前9時から 午後8時まで (日曜日、休 日及び12月 28日は、午 後7時まで)	1 毎月第2 月曜日及び 第4月曜日 (休日に当 たる場合を 除く。) 2 年始 3 年末 4 館内整理 日 5 特別整理 期間
------------------	--	---

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

江東区マンション等の建設に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年6月29日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区条例第35号

江東区マンション等の建設に関する条例の一部を改正する条例

江東区マンション等の建設に関する条例(平成19年12月江東区条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「マンション、ワンルームマンション」を「ファミリーマンション、ワンルームマンション、小規模マンション」に改める。

第2条第1号中「世帯用住戸」を「ファミリー住戸」に、「パイプスペース」を「住戸の外部に開口部を設けたパイプスペース」に改め、同条第3号中「マンション」を「ファミリーマンション」に、「すべての要件に該当する」を「要件を全て満たす」に改め、同号ウ中「世帯用住戸」を

「ファミリー住戸」に改め、同条第4号中「すべての要件に該当する」を「要件を全て満たす」に改め、同条第7号中「マンション、ワンルームマンション」を「ファミリーマンション、ワンルームマンション、小規模マンション」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「すべての要件に該当する」を「要件を全て満たす」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 小規模マンション 共同住宅又は寄宿舍の用途に供する建築物で次に掲げる要件を全て満たす建築物をいう。

ア 地階を除く階数が3以上であること。

イ 住戸の数が10戸以上15戸未満であること。

第2条に次の1号を加える。

(9) 敷地 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に規定する敷地をいう。

第3条第1項中「マンション、ワンルームマンション」を「ファミリーマンション、ワンルームマンション、小規模マンション」に改める。

第7条第2項中「マンション及びワンルームマンション」を「ファミリーマンション、ワンルームマンション及び小規模マンション」に改める。

第12条の3各号列記以外の部分中「第20条第2項及び第20条の2」を「第21条第2項及び第3項並びに第21条の2」に、「世帯用住戸」を「ファミリー住戸」に、「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に、「の建設を」を「を建設」に改め、「専用面積の延べ面積の100分の1以上の面積を有する」及び「公園」を削り、同条第1号及び第2号中「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に、「の建設をする」を「を建設しようとする」に、「世帯用住戸」を「ファミリー住戸」に改める。

第30条を第34条とし、第29条を第33条とする。

第28条を削る。

第27条第1項中「マンション又はワンルームマンション」を「ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンション」に改め、同条を第32条とする。

第26条中「マンション又はワンルームマンション」を「ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンション」に改め、同条を第30条とし、同条の次に次の1条を加える。

(防災情報の周知)

第 31 条 事業者は、ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンションを建設しようとするときは、規則で定める防災に関する情報を重要事項説明書等に記載し、入居者に周知するものとする。

第 25 条中「マンション又はワンルームマンション」を「ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンション」に改め、同条を第 28 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(管理組合への支援)

第 29 条 事業者は、分譲するファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンションを建設しようとするときは、規則で定める事項について、管理組合を支援するものとする。

第 24 条中「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に、「及び管理者等」を「、管理者等」に改め、同条を第 27 条とする。

第 23 条中「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に改め、同条を第 26 条とする。

第 22 条中「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に改め、同条を第 23 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(宅配ボックスの設置)

第 24 条 事業者は、ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンションを建設しようとするときは、規則で定める設置数以上の宅配ボックスを設置するものとする。

(郵便受けの設置)

第 25 条 事業者は、ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンションを建設しようとするときは、管理組合又は管理者等専用の郵便受けを設置するものとする。

第 21 条中「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に改め、同条を第 22 条とする。

第 20 条の 2 各号列記以外の部分中「世帯用住戸」を「ファミリー住戸」に、「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に、「の建設を」を「を建設」に改め、同条各号中「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に、「の建設をする」を「を建設しようとする」に、「世帯用住戸」を「ファミリー住戸」に改め、同条を第 21 条の 2 とする。

第 20 条第 1 項中「マンション又はワンルームマンション」を「ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンション」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「世帯用住戸」を「ファミリー住戸」に、「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に、「の建設を」

を「を建設」に改め、同項各号中「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に、「の建設をする」を「を建設しようとする」に、「世帯用住戸」を「ファミリー住戸」に改め、同項を同条第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 事業者は、ワンルーム住戸を 20 戸以上含むワンルームマンションを建設しようとするときは、規則で定める基準により、当該ワンルームマンションにファミリー住戸を設置しなければならない。

第 20 条を第 21 条とし、第 19 条を第 20 条とし、第 18 条を第 19 条とする。

第 17 条中「マンション又はワンルームマンション」を「ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンション」に改め、同条を第 18 条とする。

第 16 条の 2 中「マンション又はワンルームマンション」を「ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンション」に改め、同条を第 17 条の 3 とする。

第 16 条を第 17 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(浸水対策)

第 17 条の 2 事業者は、ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンションを建設しようとするときは、規則で定める浸水対策を講ずるものとする。

第 15 条を第 16 条とする。

第 14 条中「(東京都駐車場条例(昭和 33 年東京都条例第 77 号)の適用を受ける建築物に係る自動車駐車場を除く。)」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、東京都駐車場条例(昭和 33 年東京都条例第 77 号。以下「駐車場条例」という。)の適用を受けるマンション等に係る自動車駐車場については、駐車場条例に定める台数の自動車駐車場を設置するものとする。

第 14 条を第 15 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(一時駐車スペースの設置)

第 15 条の 2 事業者は、前条の規定により自動車駐車場を設置しようとするときは、その敷地内に規則で定める基準により、緊急車両、宅配車両等の車両を停留させるための一時駐車スペースを設置するものとする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(電気自動車等充電設備の設置)

第 15 条の 3 事業者は、ファミリーマンション

又はワンルームマンションを建設しようとするときは、その敷地内に規則で定める基準により、電気自動車等が充電可能な外部電源設備を設置するものとする。

第13条を第14条とし、第12条の3の次に次の1条を加える。

（地球温暖化対策設備の設置）

第13条 事業者は、ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンションを建設しようとするときは、規則で定める地球温暖化対策設備を設置するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
（経過措置）

2 この条例による改正後の江東区マンション等の建設に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に第6条の規定による届出がなされたファミリーマンション、ワンルームマンション、小規模マンション及び業務用建築物について適用し、同日前に届出がなされたマンション、ワンルームマンション及び業務用建築物については、なお従前の例による。

3 小規模マンションで、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の申請、同法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類の提出又は同法第18条第2項に規定する計画の通知（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）を、この条例の施行の日から起算して30日を経過する日以前に行うものは、この条例による改正後の江東区マンション等の建設に関する条例の規定は適用しない。

江東区長の給料等の特例に関する条例を公布する。

令和5年6月29日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区条例第36号

江東区長の給料等の特例に関する条例

（給料の特例）

第1条 江東区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和31年11月江東区条例第17号。以下「条例」という。）第2条の規定にかかわらず、江東区長（以下「区長」という。）の給料の月額、条例別表第1に掲げる区長の給料月額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

（退職手当についての適用）

第2条 前条の規定は、江東区長等の退職手当に関する条例（昭和34年10月江東区条例第15号）第3条に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額についても、適用するものとする。

（適用除外）

第3条 第1条の規定は、条例第5条第1項に規定する地域手当及び同条第2項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、適用しない。

附 則

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

2 この条例は、令和9年4月22日（この条例の施行の際現に在職する区長が同日前に退職した場合は、当該退職した日）限り、その効力を失う。

規	則
---	---

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 6 月 9 日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区規則第 4 7 号

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則（昭和 4 3 年 8 月江東区規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「1 7 1, 6 5 0 円」を「1 7 2, 5 5 0 円」に、「7 5, 2 9 0 円」を「7 7, 8 9 0 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「8 5, 7 8 0 円」を「8 6, 2 8 0 円」に、「3 7, 6 0 0 円」を「3 8, 9 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 新規則別表第 4 の規定は、適用日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、適用日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区国民健康保険の保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 6 月 9 日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区規則第 4 8 号

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区国民健康保険の保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症に伴う江東区国民健康保険の保険料減免の特例に関する規則（令和 2 年 6 月江東区規則第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「新型コロナウイルス感染症」

を「令和 4 年度に新型コロナウイルス感染症」に改め、同条第 2 号中「が減少することが見込まれ」を「が減少し」に改め、同号ア中「事業収入等」を「令和 4 年の事業収入等」に、「前年」を「令和 3 年」に改め、同号イ中「前年」を「令和 3 年」に改め、同号ウ中「減少することが見込まれる」を「減少した」に、「前年」を「令和 3 年」に改める。

第 3 条中「次に掲げる」を「令和 4 年度相当分の保険料であって、令和 4 年度末に資格を取得した等の事由により、令和 5 年 4 月 1 日以後に普通徴収に係る保険料の納期限が到来する」に改め、同条各号を削る。

第 4 条第 1 項中「減少することが見込まれる」を「減少した」に、「前年」を「令和 3 年」に改め、同条第 2 項第 1 号中「新型コロナウイルス感染症」を「令和 4 年度に新型コロナウイルス感染症」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

江東区奨学資金条例施行規則を公布する。

令和 5 年 6 月 9 日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区規則第 4 9 号

江東区奨学資金条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、江東区奨学資金条例（令和 5 年 6 月江東区条例第 3 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(申請書の提出)

第 3 条 条例第 5 条の規定による申請は、江東区奨学資金支給申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）により行う。

(予約決定等の通知)

第 4 条 区長は、条例第 6 条の規定により学資金等の支給の予約決定をしたときは江東区奨学資金支給予約決定通知書（別記第 2 号様式）により、予約決定をしないこととしたときは江東区奨学資金支給予約申請却下通知書（別記第 3 号様式）により、前条の申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知する。

(支給決定の通知等)

第5条 条例第7条第1項の規定による届出は、進学確認書(別記第4号様式)に、進学する高等学校等が確認できる書類を添えて、直ちに行わなければならない。

2 区長は、条例第7条第2項の規定により学資金等の支給を決定したときは、江東区奨学資金支給決定通知書(別記第5号様式)により、申請者に通知する。

3 区長は、前項の支給決定に際し、条件を付することができる。

(資格確認書類の提出)

第6条 区長は、随時又は定期的に奨学生に対し、学資金等の支給資格があることを確認できる書類の提出を求めることができる。

2 奨学生は、前項の規定により確認書類の提出を求められた場合は、区長に当該書類を提出しなければならない。

(学資金等の支給時期)

第7条 区長は、学資金については、4月分から7月分までのものにあつては4月に、8月分から11月分までのものにあつては8月に、12月分から翌年3月分までのものにあつては12月に、それぞれ一括して奨学生に支給する。

2 区長は、入学準備金については、条例第7条第2項の規定による支給決定をした年度の3月に奨学生に支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、特別の事情があるときは、奨学生へ通知の上、学資金等の支給時期を変更することができる。

(支給の休止等の通知)

第8条 区長は、条例第8条第1項の規定により学資金の支給を休止するときは、江東区奨学資金支給休止通知書(別記第6号様式)により、奨学生に通知する。

2 区長は、条例第8条第2項の規定により学資金の支給を再開するときは、江東区奨学資金支給再開通知書(別記第7号様式)により、奨学生に通知する。

(支給決定の取消しの通知)

第9条 区長は、条例第9条第1項の規定により学資金等の支給決定の全部又は一部を取り消したときは、江東区奨学資金支給決定取消通知書(別記第8号様式)により、奨学生に通知する。

(届出の義務)

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を区長に届け出なければならない。ただし、奨学生本人が傷病その他事故により届け出ることができないときは、

奨学生の保護者、家族等(以下「保護者等」という。)が届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 奨学生又は保護者の住所その他重要な事項に変更があったとき。

(3) 学資金等の支給を辞退するとき。

2 保護者等は、奨学生が死亡したときは、死亡届に戸籍謄本又は医師の死亡診断書を添えて、直ちに区長に届け出なければならない。

(審査会の所掌事項)

第11条 条例第10条第1項に規定する江東区奨学資金審査会(以下「審査会」という。)は、区長の諮問に応じ、次の事項について調査審議を行い、区長に答申する。

(1) 学資金等の支給に係る成績及び収入の基準に関すること。

(2) 学資金等の運用方針に関すること。

(3) 学資金等の支給に係る適格者の決定に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長の諮問する事項

(審査会の組織)

第12条 審査会は、会長、副会長及び委員14人以内をもって組織する。

2 会長は、教育長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する。

(1) 区議会議員

(2) 教育委員会委員

(3) 学識経験者

(4) 教育委員会との連絡を担当する副区長

5 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の運営)

第13条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 審査会は、必要に応じて、会長が招集する。

4 審査会の運営について必要な事項は、会長が会議で諮って決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。(江東区奨学資金貸付条例施行規則の廃止)

- 2 江東区奨学資金貸付条例施行規則（昭和 33 年 3 月江東区規則第 1 号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の日前に旧規則の規定により学資金の貸付けを受けている者に係る学資金については、なお従前の例による。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

江 東 区 奨 学 資 金 支 給 申 請 書

										No.		
ふりがな						本人住所		〒				
本人氏名						在学学校		TEL ()				
生年月日		年 月 日 (満 歳)				立 学校		年 月入学 年 月卒業見込		奨学資金希望の理由 申請理由並びに高等学校等進学に当たっての 決意及び意欲を具体的に記入すること。		
志望高校		立 高等学校 科 制 年制										
家 族 状 況	就学者を除く家族	続柄	氏 名	年齢	同居区分	連絡先 (自宅・携帯・勤務先) TEL						
					同・別							
					同・別							
					同・別							
					同・別							
	就学者	続柄	氏 名	年齢	同居区分	在 学 校 名	学年					
		本人			同・別							
					同・別							
					同・別							
	誓 約 書	江東区奨学資金条例による学資金等の支給を受けたく、私どもの連署にて申請いたします。 また、学資金等の支給が決定した場合は、奨学生としての本意を尽くすことを誓約いたします。 江東区長 殿										
本人		氏 名					※本人自署					
保護者		氏 名					※本人自署		続柄			
		現住所	〒 ()									

別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区長

印

江東区奨学資金支給予約決定通知書

年 月 日付で申請のあった江東区奨学資金について、江東区奨学生採用候補者として予約決定いたしましたので通知します。なお、進学確認書（別記第 4 号様式）の提出により進学先を確認した後、江東区奨学資金の支給を正式に決定します。

別記第 3 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区長

印

江東区奨学資金支給予約申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった江東区奨学資金について、下記の理由により
申請を却下しましたので通知します。

記

却下理由

別記第 4 号様式 (第 5 条関係)

江 東 区 長 殿

中学校名

氏 名

進 学 確 認 書

進学先学校名

立

科

制

年制

(全日制、定時制等)

(正規卒業年限)

上記の高等学校等に進学することを確認いたします。

年 月 日

本人

住 所

電話番号

氏 名

保護者

住 所

電話番号

氏 名

別記第 5 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区長

印

江東区奨学資金支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった江東区奨学資金について、下記のとおり支給
することを決定いたしましたので通知します。

記

1 支給期間

2 支給決定額

3 支給条件

江東区奨学資金条例、江東区奨学資金条例施行規則を遵守すること。

4 奨学生番号

別記第 6 号様式 (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区長

印

江東区奨学資金支給休止通知書

年 月 日第 号により支給決定した江東区奨学資金について、下記により支給を休止します。

記

1 休止内容

2 休止理由

別記第 7 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区長

印

江東区奨学資金支給再開通知書

年 月 日第 号により支給を休止した江東区奨学資金について、下記により支給を再開します。

記

1 再開内容

2 再開理由

別記第 8 号様式 (第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区長

印

江東区奨学資金支給決定取消通知書

年 月 日第 号により支給決定した江東区奨学資金について、下記により支給決定の (全部・一部) を取り消しますので、通知します。

記

1 取消内容

2 取消理由

江東区副区長の選任に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

令和5年6月29日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区規則第50号

江東区副区長の選任に伴う関係規則の整理に関する規則

（江東区災害対策本部条例施行規則の一部改正）

第1条 江東区災害対策本部条例施行規則（昭和40年7月江東区規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和2年4月江東区規則第49号」を「令和5年6月江東区規則第54号」に改める。

（江東区震災復興事業の推進に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 江東区震災復興事業の推進に関する条例施行規則（平成25年3月江東区規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「令和2年4月江東区規則第49号」を「令和5年6月江東区規則第54号」に改める。

（江東区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部改正）

第3条 江東区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年4月江東区規則第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和2年4月江東区規則第49号」を「令和5年6月江東区規則第54号」に改める。

（江東区契約事務規則の一部改正）

第4条 江東区契約事務規則（昭和39年3月江東区規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第3項中「令和2年4月江東区告示第117号」を「令和5年6月江東区告示第211号」に改める。

（江東区会計事務規則の一部改正）

第5条 江東区会計事務規則（昭和39年3月江東区規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「令和2年4月江東区告示第117号」を「令和5年6月江東区告示第211号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月29日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区規則第51号

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

江東区営住宅条例施行規則（平成10年2月江東区規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項第1号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は条例第6条第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第7項第1号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第20条第1項第1号中「婚姻をした者」の次に「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）同居しようとする者が使用者又は同居者のパートナーシップ関係の相手方であるとき。

第21条第1項第1号中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を「又はパートナーシップ関係の相手方」に改める。

第19号様式を別記第19号様式とする。

別記第20号様式中

「3 申請者（承継者）が同居の許可を受けて居住している場合は、区営住宅同居許可書（別記第19号様式）」

を

「3 申請者（承継者）が現使用者のパートナーシップ関係の相手方である場合は、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書

4 申請者（承継者）が同居の許可を受けて居住している場合は、区営住宅同居許可書（別記第19号様式）」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区営住宅条例施行規則の別記様式による

用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 6 月 29 日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区規則第 5 2 号

江東区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則

江東区高齢者住宅条例施行規則（平成 10 年 2 月江東区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項第 1 号中「又は使用者の配偶者」を「、使用者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は条例第 6 条第 1 項に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」に改める。

第 20 条第 1 項第 1 号中「配偶者」の次に「、パートナーシップ関係の相手方」を加える。

第 19 号様式を別記第 19 号様式とする。

別記第 20 号様式中

「 3 申請者（承継者）が同居の許可を受けて居住している場合は、高齢者住宅同居許可書（別記第 19 号様式）」

を

「 3 申請者（承継者）が現使用者のパートナーシップ関係の相手方である場合は、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書

4 申請者（承継者）が同居の許可を受けて居住している場合は、高齢者住宅同居許可書（別記第 19 号様式）」

に改める。

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区高齢者住宅条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる

江東区マンション等の建設に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 6 月 29 日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区規則第 5 3 号

江東区マンション等の建設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区マンション等の建設に関する条例施行規則（平成 19 年 12 月江東区規則第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「次の各号に掲げる図書を添付して」を「次に掲げる図書を添えて」に改める。

第 5 条第 1 項中「添付して」を「添えて」に改め、同条第 2 項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項中第 8 号を第 13 号とし、同項第 7 号中「設置」を「位置及び整備」に改め、同号を同項第 12 号とし、同項中第 6 号を第 11 号とし、第 5 号を第 8 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(9) 宅配ボックスの位置及び整備状況

(10) 管理組合又は管理業者等専用の郵便受けの位置及び整備状況

第 5 条第 2 項中第 4 号を第 7 号とし、同項第 3 号中「及び自動二輪車駐車場」を「、自動二輪車駐車場及び一時駐車スペース」に改め、同号を同項第 4 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(5) 電気自動車等充電設備の位置及び整備状況

(6) 浸水対策の整備状況

第 5 条第 2 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 地球温暖化対策設備の位置及び整備状況

第 8 条中「生活利便施設又は地域貢献施設の延べ面積に」を削り、「当該施設に応じた係数を乗じた面積が、住戸の専用面積の延べ面積の 100 分の 1 以上」を「もの」に改める。

第 21 条第 1 項中「第 27 条第 2 項」を「第 32 条第 2 項」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 緊急時の近隣住民の受入れ

第 21 条第 2 項中「マンション又はワンルームマンション」を「ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンション」に改め、同条第 3 項中「区域町会等説明報告書」を「区域町会等事前説明報告書」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 事業者は、条例第 7 条第 1 項の規定により協定を締結したファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンションの建設に係る工事を完了したときは、町会、自治会等に当該建設の完了及び今後の管理に関する説明を行うものとする。

5 事業者は、前項の説明を行ったときは、区域町会等完了説明報告書（別記第 9 号様式）により、条例第 9 条第 1 項の規定による工事完了の届出とともに、区長に報告するものとする。

第 21 条を第 26 条とする。

第20条第1項中「第26条第1項」を「第30条第1項」に改め、同条第2項中「第26条第2項」を「第30条第2項」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(防災情報の周知)

第25条 条例第31条の規則で定める防災に関する情報は、次のとおりとする。

- (1) ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンションにおける水害ハザードマップの想定浸水深に関すること。
- (2) 災害用格納庫の位置及びその物資に関すること。

第19条第1項中「第25条」を「第28条」に改め、同項第2号中「管理人室」を「管理人」に改め、同条第2項中「エントランスホール等の見やすい」を「耐久性のある材質で製作し、風除室等来訪者が見やすい位置及び」に改め、同条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

(管理組合への支援)

第23条 条例第29条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理組合の設立
- (2) 自主防災組織の設立
- (3) 長期修繕計画の策定(国土交通省が定める長期修繕計画標準様式及び長期修繕計画作成ガイドラインを活用すること。)

第18条中「第24条」を「第27条」に改め、同条を第21条とする。

第17条中「第23条」を「第26条」に改め、「各号に掲げる」を削り、同条ただし書中「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に改め、同条を第20条とする。

第16条中「第22条」を「第23条」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

(宅配ボックスの設置)

第19条 条例第24条の規則で定める設置数は、住戸数の10分の1以上(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

第15条中「第21条」を「第22条」に、「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に改め、同条を第17条とする。

第14条の2第1項中「第20条の2」を「第21条の2」に改め、同項第1号中「前条第2項第1号」を「前条第3項第1号」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号」を「前条第3項第2号」に改め、同項第3号中「世帯用住戸」を「ファミリー住戸」に、「前条第2項第1号」を「前

条第3項第1号」に改め、同条を第16条の2とする。

第14条第1項中「第20条第1項」を「第21条第1項」に改め、同項第1号中「マンション又はワンルームマンション」を「ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンション」に改め、同条第2項中「第20条第2項」を「第21条第3項」に改め、同項各号中「世帯用住戸」を「ファミリー住戸」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第21条第2項の規則で定める基準は、ワンルーム住戸の数から19を減じた数の3分の1に相当する数(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)とし、当該数が29を超える場合は、29とする。

第14条を第16条とする。

第13条第1項中「第17条」を「第18条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の災害用格納庫は、ファミリーマンション、ワンルームマンション若しくは小規模マンション又はその敷地内の地上部分に設置するものとする。

第13条中第5項を第6項とし、同条第4項中「マンション又はワンルームマンション」を「ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンション」に、「第2項の」を「第3項の」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 ファミリーマンション又はワンルームマンションに設置する災害用格納庫は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める床面積及び高さを確保するものとする。

- (1) 住戸の数が40戸未満のファミリーマンション又は住戸の数が80戸未満のワンルームマンション 床面積3平方メートル以上かつ高さ2メートル以上
- (2) 住戸の数が40戸以上のファミリーマンション又は住戸の数が80戸以上のワンルームマンション 床面積5平方メートル以上かつ高さ2メートル以上

第13条を第15条とする。

第12条中「第16条の2」を「第17条の3」に、「マンション又はワンルームマンション」を「ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンション」に、「うえ」を「上」に改め、同条を第14条とする。

第11条中「第16条」を「第17条」に、

「次に掲げるもの」を「次のとおり」に改め、同条を第 12 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。
(浸水対策)

第 13 条 条例第 17 条の 2 の規則で定める浸水対策は、次のとおりとする。

- (1) 止水板及び防水扉
- (2) 水のう及び土のう
- (3) かさ上げその他浸水対策に係る設備等

2 事業者は、条例第 17 条の 2 の規則で定める浸水対策について、ファミリー住戸を 151 戸以上含むファミリーマンション又はワンルームマンションを建設しようとするときは、受変電設備を地上 2 階以上に設置するものとする。

第 10 条中「第 14 条」を「第 15 条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、条例第 15 条の 2 に規定する一時駐車スペース（別表第 3 備考 4 の規定により設置する自動車駐車場を除く。）の台数を収容台数に含めることができる。

第 10 条を第 11 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(一時駐車スペースの設置)

第 11 条の 2 条例第 15 条の 2 の規則で定める基準は、別表第 3 備考 4 に掲げる場合を除き、幅 2.3 メートル以上かつ奥行き 5 メートル以上とする。

(電気自動車等充電設備の設置)

第 11 条の 3 条例第 15 条の 3 の規則で定める基準は、別表第 3 に定める自動車駐車場の収容台数（東京都駐車場条例（昭和 33 年東京都条例第 77 号）の適用を受けるマンション等に係る自動車駐車場については、その収容台数（一時駐車スペースの収容台数を除く。））の 10 分の 1 以上（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

第 9 条中「第 13 条」を「第 14 条」に改め、同条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(地球温暖化対策設備の設置)

第 9 条 条例第 13 条の規則で定める地球温暖化対策設備は、太陽光・太陽熱利用設備、エネルギーの消費効率の高い給湯設備、空気調和設備若しくは照明設備又はその他の地球温暖化対策に資する設備とする。

2 前項の地球温暖化対策設備は、ファミリー住戸の戸数が 151 戸以上の場合、2 種類以上設置するものとする。

別表第 2 中

「一般利用が可能な公園」 0.5

地上部の緑地（江東区みどりの条例（平成 11 年 12 月江東区条例第 36 号）による基準以上の緑地部分をいう。）	0.3
--	-----

を

地上部の緑地（江東区みどりの条例（平成 11 年 12 月江東区条例第 36 号）による基準以上の緑地部分をいう。）	0.3
--	-----

ZEH-M Oriented 以上であることの評価がされたファミリーマンション及びワンルームマンション	
---	--

に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 係数のある施設について生活利便施設又は地域貢献施設の延べ面積は、当該施設に応じた係数を乗じて得た面積が、住戸の専用面積の延べ面積の 100 分の 1 以上となるようにする。

- 2 原則として、条例第 9 条の規定により工事の完了を届け出た日から 10 年間は、他の用途に転用しないこととする。

別表第 3 中「第 10 条」を「第 11 条、第 11 条の 2」に改め、同表マンションの項中「マンション」を「ファミリーマンション」に改め、「10 分の 1」、「10 分の 2」及び「10 分の 3」の次に「の数と延べ面積を 350 で除して得た数のうち、いずれか少ない数」を加え、同表ワンルームマンションの項中「500 平方メートル未満」を「200 平方メートル以上 500 平方メートル未満」に改め、同表備考 5 中「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に改め、同備考 5 を同表備考 6 とし、同表備考 4 各号列記以外の部分中「世帯用住戸」を「ファミリー住戸」に、「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に、「建設する」を「建設しようとする」に改め、同備考 4 第 2 号及び第 3 号中「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に、「の建設をする」を「を建設しようとする」に、「世帯用住戸」を「ファミリー住戸」に改め、同備考 4 を同表備考 5 とし、同表備考 3 各号列記以外の部分中「世帯用住戸」を「ファミリー住戸」に、「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に、「の建設を」を「を建設」に、「奥行き」を「かつ奥行き」に改め、同備考 3 第 2 号及び第 3 号中「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に、「の建設をする」を「を建設しようとする」に、「世帯用住戸」を「ファ

ミリー住戸」に改め、同備考3を同表備考4とし、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1中「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に、「平方メートルで除した数」を「で除して得た数」に改め、同備考1を同表備考2とし、同表に備考1として次のように加える。

- 1 延べ面積は、集合住宅の用途に供する部分の床面積（自動車駐車場及び自転車駐車場の駐車の用に供する部分の延べ面積を除く。）とする。

別表第4中「第10条」を「第11条」に、

「マンション」	敷地面積500平方メートル未満	世帯用住戸1戸当たり2台にワンルーム住戸1戸当たり1台を加えた台数	住戸数の20分の1
	敷地面積500平方メートル以上		住戸数の10分の1
ワンルームマンション	敷地面積500平方メートル未満		住戸数の20分の1
	敷地面積500平方メートル以上		住戸数の10分の1

を

「ファミリーマンション」	敷地面積500平方メートル未満	ファミリー住戸1戸当たり2台にワンルーム住戸1戸当たり1台を加えた台数	住戸数の20分の1
	敷地面積500平方メートル以上		住戸数の10分の1
ワンルームマンション	敷地面積500平方メートル未満		住戸数の20分の1
	敷地面積500平方メートル以上		住戸数の10分の1
小規模マンション			1台

に改め、同表備考1中「世帯用住戸」を「ファミリー住戸」に、「マンション又は」を「ファミリーマンション又は」に、「建設する」を「建設しようとする」に改め、同表備考5中「マンション又はワンルームマンション」を「ファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンション」に改める。

別表第5中「第13条」を「第15条」に改め、同表備考中「第13条第4項」を「第15条第5項」に改める。

別表第6中「第15条」を「第17条」に、「世帯用住戸」を「ファミリー住戸」に改め、同

表備考に次のように加える。

3 集会所は、地上3階以上に設置するよう努めるものとする。

別記第7号様式中「第12条」を「第14条」に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式 (第 2 6 条関係)

年 月 日

江 東 区 長 殿

事業者 住 所
名 称
代表者

区域町会等事前説明報告書

江東区マンション等の建設に関する条例施行規則第 2 6 条第 3 項の規定に基づき、区域町会等への説明を行いましたので、次のとおり報告します。

1 建設事業地の所在地	住 居 表 示	江東区
	土 地 の 地 番	江東区
2 建物名称	(仮称)	
3 説明 (会) 等の状況	実施日時	
	対象町会等名	
	説明を受けた対象者名	
	説明事項	
	町会等からの意見等	
4 その他	説明者氏名	

別記第 8 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第9号様式（第26条関係）

年 月 日

江 東 区 長 殿

事業者 住 所
名 称
代表者

区域町会等完了説明報告書

江東区マンション等の建設に関する条例施行規則第26条第5項の規定に基づき、区域町会等への説明を行いましたので、次のとおり報告します。

1 建設事業地の所在地	住 居 表 示	江東区
	土 地 の 地 番	江東区
2 建物名称	(仮称)	
3 説明（会）等の状況	実施日時	
	対象町会等名	
	説明を受けた対象者名	
	説明事項 ☐ 建築工事の完了報告 ☐ 竣工した建物の管理会社の連絡先 ☐ 区域町会等事前説明報告書で協議した結果について協議内容 	
4 その他	説明者氏名	

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

江東区長の職務代理順序に関する規則を公布する。

令和 5 年 6 月 29 日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区規則第 5 4 号

江東区長の職務代理順序に関する規則

区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、次の順序で副区長がその職務を代理する。

第 1 順位 副区長 大塚善彦

第 2 順位 副区長 武越信昭

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区私債権の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 6 月 29 日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区規則第 5 5 号

江東区私債権の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区私債権の管理に関する条例施行規則（平成 27 年 3 月江東区規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「江東区奨学資金貸付条例」を「江東区奨学資金条例（令和 5 年 6 月江東区条例第 33 号）附則第 2 項の規定による廃止前の江東区奨学資金貸付条例」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 6 月 30 日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区規則第 5 6 号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和 40 年 3 月江東区規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「かかる」を「係る」に改め、同条の表(10)の項中「又は別記第 25 号の 2 様式」を「、別記第 25 号の 2 様式又は別記第 25 号の 3 様式」に改め、同表(11)の項中「別記第 25 号の 3 様式」を「別記第 25 号の 4 様式」に改める。

別記第 6 号様式（乙）を次のように改める。

別記第6号様式（乙）（第5条関係）

年度 特別区民税・都民税 簡易申告書

江東区長 殿

年 月 日 提出

1月1日現在の住所 江東区 ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日 個人番号 電話番号 職業 整理番号 職員管理簿のため記入しないでください。 【問い合わせ先】 江東区役所 部 課 電話	・この申告書は、江東区から 年度特別区民税・都民税申告書を送付した方のうち、まだ提出が確認できない方等にお送りしています。 年中の所得状況等をこの申告書に記入し、同封の返信用封筒にて返送してください。 ・収入がなかった方は、以下の記入は不要です。 ・収入があった方は、以下のうち該当する項目に記入してください。
--	---

①給与収入があった方

収入金額	円
------	---

※源泉徴収票の写しを同封してください。お持ちでない場合は裏面⑥「給与所得の内訳」に記入し、合計額を左欄に転記してください。

②年金収入があった方（国民年金・厚生年金・その他公的年金の合計）

収入金額	円
------	---

※源泉徴収票の写しを同封してください。
 ※遺族年金、障害年金、老齢福祉年金等の課税対象外のものは含みません。

③その他の収入があった方（当てはまる種目にチェック☑をしてください）

☐ 営業等 ☐ 雑 〇その他	☐ 不動産 ☐ 配当	収入金額（A）	必要経費（B）	所得金額（A－B）
		円	円	円

④所得から差し引く金額がある方

社会保険料控除	健康保険	円	後期高齢者医療保険	円	※（要証明書）と記載があるものについては、支払った金額がわかる証明書を同封してください。 ※左記に記載がない控除（医療費控除等）を申告する場合は、課までお問い合わせください。
	介護保険	円	国民年金（要証明書）	円	
生命保険料控除（要証明書）	新生命保険支払額の合計	円	新個人年金支払額の合計	円	介護医療保険支払額の合計
	旧生命保険支払額の合計	円	旧個人年金支払額の合計	円	
地震保険料控除（要証明書）	地震保険支払額の合計	円	旧長期損害保険料支払額の合計	円	

本人該当 （該当項目にチェック☑をしてください。）	☐ 寡婦控除 { ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還	☐ ひとり親控除	☐ 勤労学生控除（要証明書） （学校名） 年 在学	☐ 障害者控除（要証明書） 身・精 愛・他 級（度）
------------------------------	--	---------------------------------	---	--

扶養控除又は16歳未満の扶養親族

1人目	ふりがな		続柄
	氏名		
	生年月日	☐ 障害者控除（要証明書） 身・精 愛・他 級（度）	☐ 同居 ☐ 別居（裏面⑧へ記入）
	個人番号		
2人目	ふりがな		続柄
	氏名		
	生年月日	☐ 障害者控除（要証明書） 身・精 愛・他 級（度）	☐ 同居 ☐ 別居（裏面⑧へ記入）
	個人番号		
3人目	ふりがな		続柄
	氏名		
	生年月日	☐ 障害者控除（要証明書） 身・精 愛・他 級（度）	☐ 同居 ☐ 別居（裏面⑧へ記入）
	個人番号		

配偶者・配偶者特別・同一生計配偶者

ふりがな		続柄
配偶者の氏名		
生年月日	☐ 障害者控除（要証明書） 身・精 愛・他 級（度）	☐ 同居 ☐ 別居（下段へ記入）
別居の場合の住所		
個人番号		
配偶者の収入	給与収入 円 公的年金等収入 円 その他の所得 円	

※障害者控除に該当する方は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し又はこれ以外の該当する証明書の写しを同封してください。
 ※扶養親族等が4人以上いる場合は、続きを裏面⑨に記入してください。
 ※別居扶養親族等がいる場合は、裏面⑩に住所を記入してください。
 ※16歳未満の扶養親族（年1月2日以降に生まれた方）は、扶養控除の適用はありませんが、住民税の非課税判定等に必要となります。

⑤給与、公的年金等に係る所得以外（ 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の特別区民税・都民税の納税方法

☐ 給与から差し引き（特別徴収） ☐ 自分で納付（普通徴収）	（希望があればチェック☑を入れてください。）
---	------------------------

【職員記入欄】

⑥給与所得の内訳

(日給等の給与所得のある人で、源泉徴収票をお持ちでない人は記入してください。)

月	日給	勤務日数	月収
1	円	日	円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			円
合計			円
法人番号又は所在地			
勤務先名称			
電話番号			

⑧ 4 人目以降の扶養親族等がいる場合

扶養控除又は16歳未満の扶養親族の続き	4人目	ふりがな		続柄	
		氏名			
		生年月日		□障害者控除(要証明書)	□同居 □別居 (下記⑨へ記入)
		・	身・精 愛・他 級(度)		
	個人番号				
	5人目	ふりがな		続柄	
		氏名			
		生年月日		□障害者控除(要証明書)	□同居 □別居 (下記⑨へ記入)
		・	身・精 愛・他 級(度)		
	個人番号				
	6人目	ふりがな		続柄	
		氏名			
生年月日			□障害者控除(要証明書)	□同居 □別居 (下記⑨へ記入)	
・		身・精 愛・他 級(度)			
個人番号					

⑨別居の扶養親族の住所

1	氏名		住所	
2	氏名		住所	
3	氏名		住所	
4	氏名		住所	
5	氏名		住所	

※国外に居住している親族を扶養している場合は、扶養されている方との関係が分かる「親族関係書類」(戸籍の附票の写しなどの公的な証明書及び該当の親族の旅券(パスポート)の写し等)と、各人への「送金関係書類」(金融機関が発行した書類又はその写し等)を同封してください。

⑦他の区市町村で課税及び納税されている方

区市町村名	
課税地の住所	

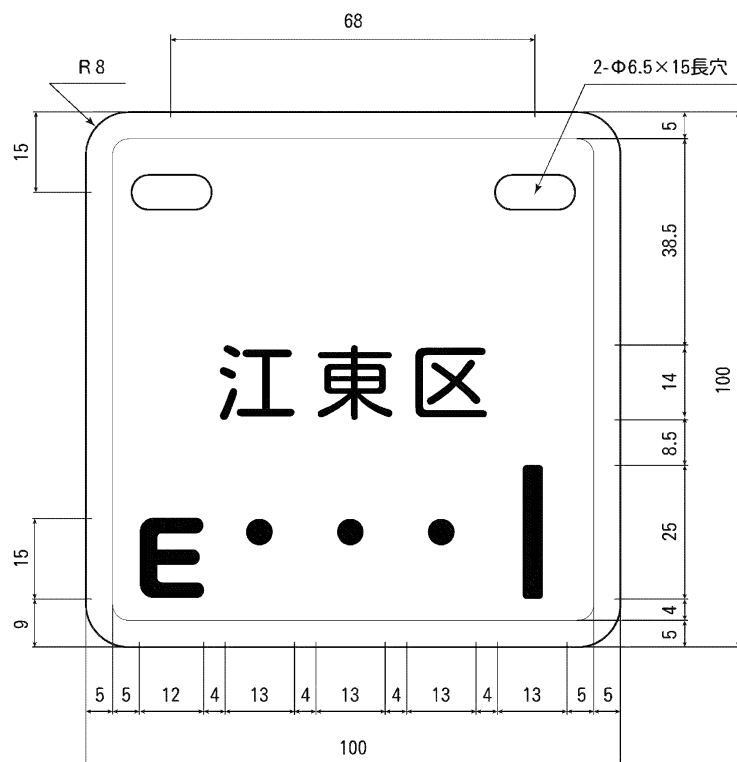
(職員記入欄)

【問い合わせ先】

江東区役所 部 課
電話 FAX

別記第 2 5 号の 3 様式を別記 2 5 号の 4 様式とし、別記第 2 5 号の 2 様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第25号の3様式（第14条関係）



（注）単位は、ミリメートルとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区特別区税条例施行規則の別記第6号様式（乙）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告

示

◎江東区告示第 1 9 2 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 5 年 6 月 6 日

江東区長 木 村 弥 生

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 1 9 4 号

令和 5 年 6 月 1 2 日、江東区議会の議決を経た、令和 5 年度補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 5 年 6 月 1 2 日

江東区長 木 村 弥 生

記

- 1 令和 5 年度江東区一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度江東区一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度江東区一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,462,000 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 241,099,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
12	分 担 金 及 び 負 担 金	4,064,259	△ 279,912	3,784,347
	1 負 担 金	4,064,259	△ 279,912	3,784,347
14	国 庫 支 出 金	41,519,254	△ 5,607	41,513,647
	1 国 庫 負 担 金	37,200,641	△ 5,607	37,195,034
15	都 支 出 金	20,222,515	768,479	20,990,994
	2 都 補 助 金	8,252,755	768,479	9,021,234
18	繰 入 金	19,666,695	2,979,040	22,645,735
	1 基 金 繰 入 金	19,666,695	2,979,040	22,645,735
	歳 入 合 計	237,637,000	3,462,000	241,099,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民 生 費	112,111,394	2,397,942	114,509,336
	1 社 会 福 祉 費	22,664,298	2,133,468	24,797,766
	3 児 童 福 祉 費	60,500,970	271,950	60,772,920
	4 生 活 保 護 費	20,930,796	△ 7,476	20,923,320
4	衛 生 費	25,223,258	67,756	25,291,014
	3 公 衆 衛 生 費	11,893,545	67,756	11,961,301
6	土 木 費	16,818,002	54,498	16,872,500
	4 公 園 費	4,099,701	54,498	4,154,199
7	教 育 費	35,263,174	941,804	36,204,978
	1 教 育 総 務 費	12,816,026	60,930	12,876,956
	2 小 学 校 費	11,187,290	650,442	11,837,732
	3 中 学 校 費	6,847,146	230,432	7,077,578
	歳 出 合 計	237,637,000	3,462,000	241,099,000

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項 名	期 間	限 度 額
仙台堀川公園周辺路線無電柱化事業 （電線共同溝本体工事）	令和6年度	千円 114,920
第二大島小学校改築事業	令和6年度	172,535

◎江東区告示第199号

令和5年6月19日付東京都告示第752号に係る東京都市計画地区計画の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和5年6月19日

江東区長 木村 弥生
記

縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）
------	---

◎江東区告示第201号

平成23年5月20日江東区告示第104号の一部を次のように改正する。

令和5年6月20日

江東区長 木村 弥生

「	5 代表者の氏名及び住所	氏名 鈴木 邦夫 住所 江東区越中島二丁目12番4号	」
---	--------------	-------------------------------	---

を

「	5 代表者の氏名及び住所	氏名 岸田 正徳 住所 江東区越中島二丁目7番11号	」
---	--------------	-------------------------------	---

に改める。

◎江東区告示第202号

特定商業施設変更届出書の縦覧について
江東区特定商業施設の立地に伴う生活環境保全に関する指導要綱（平成12年6月29日江地商

発第66号）第6条の規定に基づき、下記のとおり特定商業施設変更届出書を縦覧に供する。

令和5年6月20日

江東区長 木村 弥生
記

特定商業施設変更届出書の届出年月日		令和5年5月1日
特定商業施設変更届出書の縦覧場所		東京都江東区東陽四丁目11番28号 江東区地域振興部経済課（庁舎4階）
特定商業施設変更届出書の縦覧期間		令和5年6月21日から 令和5年8月21日まで
特定商業施設の概要	特定商業施設の名称及び所在地	（仮称）オリンピック森下店 江東区新大橋一丁目3番11号
	設置者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）	積水ハウス株式会社 開発事業部 執行役員 開発事業部長 田森直紀
変更する事項	変更前	変更後
	(1) 特定商業施設の名称 （仮称）オリンピック森下店 (2) 店舗面積の合計	(1) 特定商業施設の名称及び所在地 オリンピック森下店 (2) 店舗面積の合計

	7 3 9 m ² (3) 駐輪場の位置及び台数 位置：届出書の通り 台数：3 6 台	7 6 6 m ² (3) 駐輪場の位置及び台数 位置：届出書の通り 台数：3 9 台
変 更 年 月 日	(1) 令和 5 年 5 月 1 日 (2)、(3) 令和 5 年 6 月 9 日	
変 更 し た 理 由	(1) 店舗名称決定のため (2)、(3) 小売業者の運用計画変更のため	

◎江東区告示第 2 0 5 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 5 年 6 月 2 1 日

江東区長 木 村 弥 生

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 2 0 6 号

都市計画の案について

東京都市計画都市高速鉄道の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、次のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる。

令和 5 年 6 月 2 2 日

江東区長 木 村 弥 生

記

都市計画の種類	東京都市計画都市高速鉄道	
都市計画を定める土地の区域	第八号線本線	
	追加する部分	豊洲二丁目、豊洲三丁目、豊洲四丁目及び豊洲五丁目各地内
	削除する部分	江東区豊洲五丁目地内
	第八号線分岐線	

	追加する部分	豊洲四丁目、豊洲五丁目、枝川一丁目、枝川二丁目、枝川三丁目、塩浜二丁目、東陽二丁目、東陽三丁目、東陽四丁目、東陽五丁目、東陽六丁目、千石二丁目、千田、扇橋二丁目、猿江二丁目及び住吉二丁目各地内
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎 1 2 階北側）及び江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎 5 階）	
縦覧期間	公告日から 2 週間	
意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課	

◎江東区告示第 2 0 7 号

令和 4 年 6 月 9 日江東区告示第 2 0 1 号の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 2 7 日

江東区長 木 村 弥 生

「 5 代表者の氏名及び住所	氏名 石川 祐介 住所 江東区古石場二丁目 1 4 番 1 - 1 2 1 0 号
----------------	---

を

「 5 代表者の氏名及び住所	氏名 下田 有希子 住所 江東区古石場二丁目 1 4 番 1 - 1 0 0 9 号
----------------	--

に改める。

◎江東区告示第 2 0 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 2 項の規定に基づく包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第 2 5 2 条の 3 6 第 6 項の規定に基づき告示する。

令和 5 年 6 月 2 7 日

江東区長 木 村 弥 生

記

- 1 契約の相手方 千葉県松戸市六実四丁目 8 番 4 - 2 0 5 号
公認会計士 天野 修
- 2 契約の始期 令和 5 年 6 月 2 9 日
- 3 費用の算定方法 8 9 3 万 2, 0 0 0 円を上限とし、基本費用及び執務費用を合算した額とする。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告書提出後に一括払とし、必要

があると認めるときは、一
部前払とすることができる。

◎江東区告示第 2 0 9 号

令和 5 年 6 月 2 9 日、江東区議会の議決を経た、
令和 5 年度補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法
律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、
次のとおり公表する。

令和 5 年 6 月 2 9 日

江東区長 木 村 弥 生

記

- 1 令和 5 年度江東区一般会計補正予算（第 3
号）

令和 5 年度江東区一般会計補正予算 (第 3 号)

令和 5 年度江東区一般会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,082 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 241,096,918 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
18	繰 入 金	22,645,735	△ 2,082	22,643,653
	1 基 金 繰 入 金	22,645,735	△ 2,082	22,643,653
歳 入 合 計		241,099,000	△ 2,082	241,096,918

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総 務 費	26,876,018	△ 2,082	26,873,936
	1 総 務 管 理 費	16,994,382	△ 2,082	16,992,300
歳 出 合 計		241,099,000	△ 2,082	241,096,918

◎江東区告示第210号

下記のとおり副区長の就任があった。

令和5年6月29日

江東区長 木 村 弥 生
記

1 副区長の就任について

氏 名 武越 信昭

就任年月日 令和5年6月29日

◎江東区告示第212号

江東区情報公開条例（平成13年3月江東区条例第3号）第39条の規定により令和4年度における公文書の開示等の実施状況について、江東区個人情報保護の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年3月江東区規則第3号）第29条の規定により同年度における個人情報保護制度の運用状況について、別紙のとおり公表します。

令和5年6月30日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区告示第211号

江東区副区長の担任事項（令和5年5月江東区告示第180号）の全部を次のように改正する。

令和5年6月29日

江東区長 木 村 弥 生

江東区副区長の担任事項

副区長	担任事項
大塚善彦	1 政策経営部、総務部、都市整備部、土木部及び会計管理室に関すること。 2 議会、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員との連絡に関すること。 3 他の副区長に属さないこと。
武越信昭	1 地域振興部、区民部、福祉部、障害福祉部、生活支援部、健康部、こども未来部及び環境清掃部に関すること。

江東区情報公開条例第39条に基づく実施状況の公表

令和5年3月31日 現在

1 総括状況

(単位:件)

区分	処理状況	請求件数	開示可否の決定件数					取下げ
			開示	一部開示	非開示A	非開示B	計	
公文書開示請求		288	181	91	5	7	284	4
(前年度件数)		(266)	(137)	(99)	(2)	(19)	(257)	(9)
情報提供申出		3,736	3,736	—	—	—	3,736	—
(前年度件数)		(4,611)	(4,611)	—	—	—	(4,611)	—
合 計		4,024	3,917	91	5	7	4,020	4
(前年度件数)		(4,877)	(4,748)	(99)	(2)	(19)	(4,868)	(9)

(注1) 非開示Aは、対象文書を保有していないこと(文書不存在)以外の事由による全部非開示及び存否応答拒否の件数。

非開示Bは、文書不存在による全部非開示の件数。

(注2) 決定に対する審査請求 0 件

2 実施機関別内訳

(単位:件)

区分	処理状況	請求件数	公文書開示請求 開示可否の決定件数				取下げ	情報提供 申出
			開示	一部開示	非開示A	非開示B		
区長		209	131	65	4	6	3	3,735
政策経営部		1	0	1	0	0	0	8
総務部		53	27	19	3	2	2	2
地域振興部		3	1	2	0	0	0	16
区民部		8	2	6	0	0	0	9
福祉部		6	1	4	0	0	1	5
障害福祉部		0	0	0	0	0	0	0
生活支援部		3	1	1	0	1	0	1
健康部		4	1	2	0	1	0	420
こども未来部		9	2	7	0	0	0	1
環境清掃部		10	3	5	1	1	0	11
都市整備部		14	3	11	0	0	0	3,157
土木部		98	90	7	0	1	0	105
会計管理室		0	0	0	0	0	0	0
教育委員会		60	37	21	1	1	0	1
選挙管理委員会		3	3	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0
区議会		16	10	5	0	0	1	0
合 計		288	181	91	5	7	4	3,736

3 非開示等理由の内訳

(単位:件)

非開示・一部開示理由	根拠規定	該当件数
法令秘情報	7条1号	3
個人情報	7条2号	48
法人等情報	7条3号	44
社会的支障情報	7条4号	8
審議等情報	7条5号	3
行政運営情報	7条6号	25
存否応答拒否	10条	1
文書不存在	11条2項	24
他制度による調整	18条	0
適用除外	附則3項	0

(注) 該当件数の重複あり。

4 開示請求者の内訳

(単位:件)

請求者区分		件 数
区 内	個 人	67
	団 体	127
区 外	個 人	48
	団 体	46

江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則第29条に基づく運用状況の公表

令和5年3月31日 現在

(単位:件)

1 総括状況

区分	処理状況	請求件数	開示可否の決定件数					取下げ
			開示	一部開示	非開示A	非開示B	計	
開 示 請 求		197	136	43	0	18	197	0
(前年度件数)		(158)	(105)	(27)	(2)	(24)	(158)	(0)

(注1) 非開示Aは、対象文書を保有していないこと(文書不存在)以外の事由による全部非開示及び存否応答拒否の件数。
非開示Bは、文書不存在による全部非開示の件数。

(注2) 訂正請求 0 件 (一部訂正 0 件 ・ 不訂正 0 件 ・ 取下げ 0 件)

利用停止請求 0 件 (利用停止 0 件 ・ 利用不停止 0 件 ・ 取下げ 0 件)

(注3) 決定に対する審査請求 1 件

2 実施機関別内訳

(単位:件)

区分	処理状況	請求件数	開示可否の決定件数					取下げ
			開示	一部開示	非開示A	非開示B	計	
区長		189	136	35	0	18	189	0
政策経営部		1	1	0	0	0	1	0
総務部		10	1	9	0	0	10	0
地域振興部		0	0	0	0	0	0	0
区民部		31	11	3	0	17	31	0
福祉部		63	62	1	0	0	63	0
障害福祉部		13	13	0	0	0	13	0
生活支援部		49	41	8	0	0	49	0
健康部		10	6	3	0	1	10	0
こども未来部		12	1	11	0	0	12	0
環境清掃部		0	0	0	0	0	0	0
都市整備部		0	0	0	0	0	0	0
土木部		0	0	0	0	0	0	0
会計管理室		0	0	0	0	0	0	0
教育委員会		8	0	8	0	0	8	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0
区議会		0	0	0	0	0	0	0
合 計		197	136	43	0	18	197	0

3 個人情報の運用状況

(単位:件)

実施機関名	個人情報ファイル簿	外部委託	目的外利用	外部提供
区長	282	1,625	137	6,401
政策経営部	3	112	3	0
総務部	23	57	12	5
地域振興部	31	18	45	11
区民部	42	26	21	5,806
福祉部	29	1,106	12	20
障害福祉部	12	63	18	11
生活支援部	31	56	9	349
健康部	60	96	6	129
こども未来部	28	35	5	21
環境清掃部	6	10	1	0
都市整備部	7	29	5	1
土木部	4	16	0	48
会計管理室	6	1	0	0
教育委員会	29	115	3	109
選挙管理委員会	4	2	4	0
監査委員	0	1	1	0
区議会	0	5	3	0
合 計	315	1,748	148	6,510

◎江東区告示第 2 1 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条
第 1 項の規定に基づき、特別区道の区域を下記
のように変更する。

なお、その関係図面は、令和 5 年 7 月 3 日から
2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 3 日

江東区長 木 村 弥 生

記

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	江 6 2 3 号	江東区有明一丁目 7 番 2 5 先から 江東区有明一丁目 7 番 2 6 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり

特別区道江 6 2 3 号区域変更略図

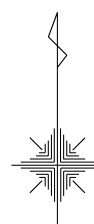
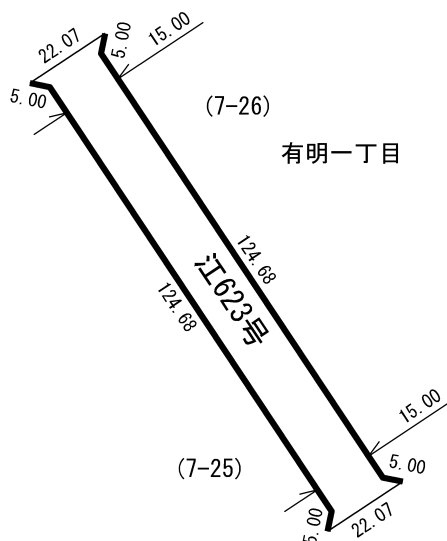
江東区有明一丁目地内

区域変更箇所

—— 変更後区域

編入面積 0.20 平方メートル

廃止面積 0.03 平方メートル



※ 数字はメートル

※ () 内は地番

◎江東区告示第 2 1 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条
第 1 項の規定に基づき、特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和 5 年 7 月 3 日から
2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 3 日

江東区長 木 村 弥 生

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	江 6 2 3 号	江東区有明一丁目 7 番 2 5 先から 江東区有明一丁目 7 番 2 6 先まで	次図表示の とおり

特別区道江 6 2 3 号区域変更略図

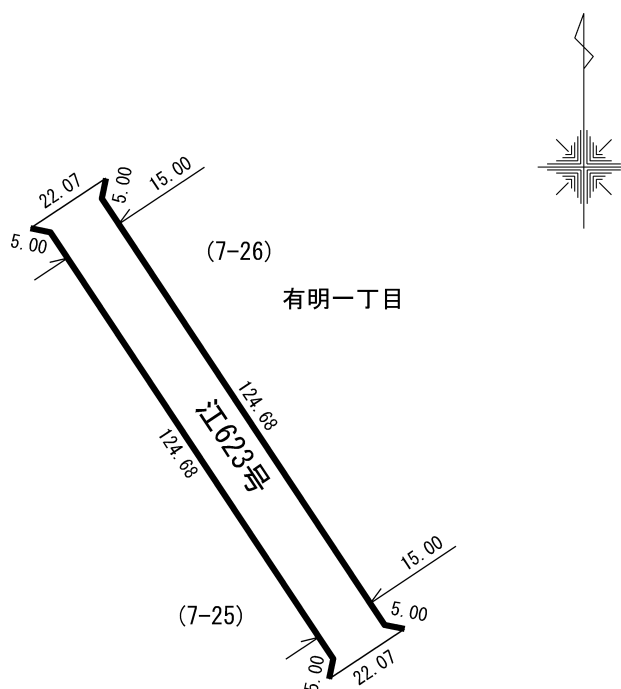
江東区有明一丁目地内

区域変更箇所

—— 変更後区域

編入面積 0. 2 0 平方メートル

廃止面積 0. 0 3 平方メートル



※ 数字はメートル

※ () 内は地番

◎江東区告示第 216 号

介護保険法第 78 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 7 月 3 日

江東区長 木 村 弥 生
記

- 1 介護保険事業所番号
1 2 7 0 8 0 2 8 1 0
- 2 事業所の名称及び所在地
ひばりデイサービス市川
千葉県市川市広尾 1 - 5 - 1 7
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
シマダリビングパートナーズ株式会社
東京都渋谷区代々木 3 - 2 2 - 7
代表取締役 島田 忠
- 4 廃止年月日
令和元年 9 月 3 0 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 220 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和 5 年 7 月 5 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 5 日

江東区長 木 村 弥 生
記

		江東区新大橋二丁目 27 番 11 先まで	次図表示のとおり
5	深 4 4 4 号	江東区毛利一丁目 8 番 9 先から	次図表示のとおり
		江東区毛利一丁目 8 番 8 先まで	次図表示のとおり
6	城 1 9 号	江東区大島一丁目 25 番 12 先から	次図表示のとおり
		江東区大島一丁目 25 番 6 先まで	次図表示のとおり
7	城 6 9 号	江東区亀戸七丁目 177 番 10 先から	次図表示のとおり
		江東区亀戸七丁目 178 番 1 先まで	次図表示のとおり
8	江 8 7 号	江東区大島二丁目 803 番 12 先から	次図表示のとおり
		江東区大島二丁目 803 番 13 先まで	次図表示のとおり
9	江 1 1 0 号	江東区東砂四丁目 168 番 1 先から	次図表示のとおり
		江東区東砂四丁目 164 番 5 先まで	次図表示のとおり

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	深 8 7 号	江東区深川二丁目 12 番 3 先から 江東区深川二丁目 12 番 1 先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
2	深 1 7 9 号	江東区木場五丁目 6 番 7 先から 江東区木場五丁目 6 番 16 先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
3	深 2 8 0 号	江東区石島 19 番 14 先から 江東区石島 19 番 21 先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
4	深 3 6 1 号	江東区新大橋二丁目 27 番 2 先から	次図表示のとおり

特 別 区 道 深 8 7 号 区 域 変 更 略 図

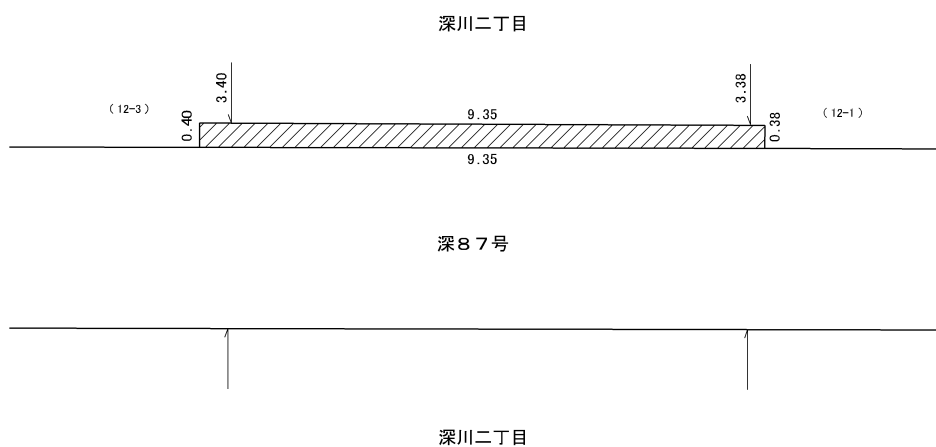
江 東 区 深 川 二 丁 目 地 内

 編入区域

面 積 3.67 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 深 1 7 9 号 区 域 変 更 略 図

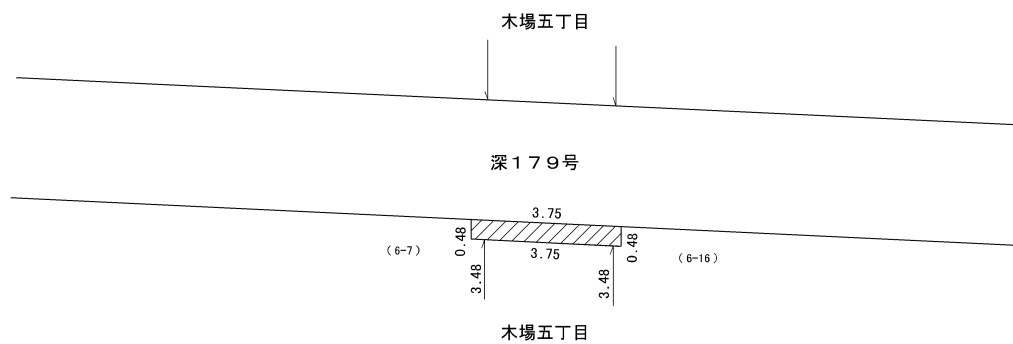
江 東 区 木 場 五 丁 目 地 内



面 積 1.83 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特別区道深280号区域変更略図

江東区石島地内

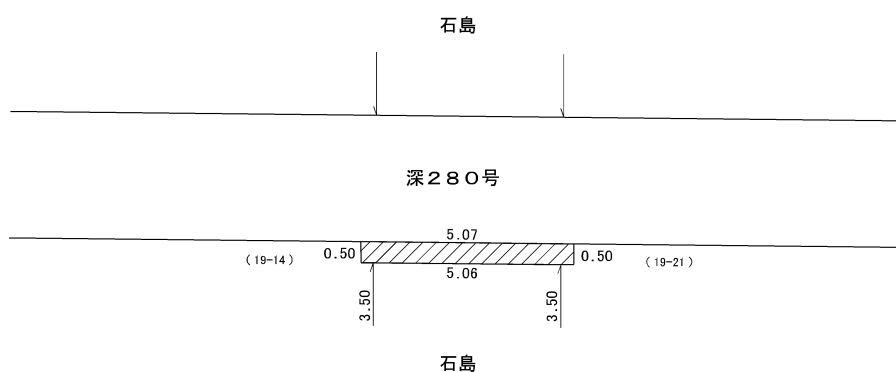


編入区域

面積 2.54 平方メートル



区域変更箇所



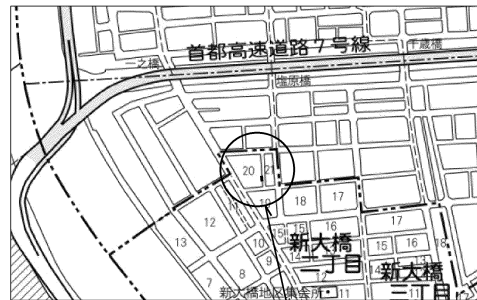
※ 数字はメートル
※ ()内は地番

特 別 区 道 深 3 6 1 号 区 域 変 更 略 図

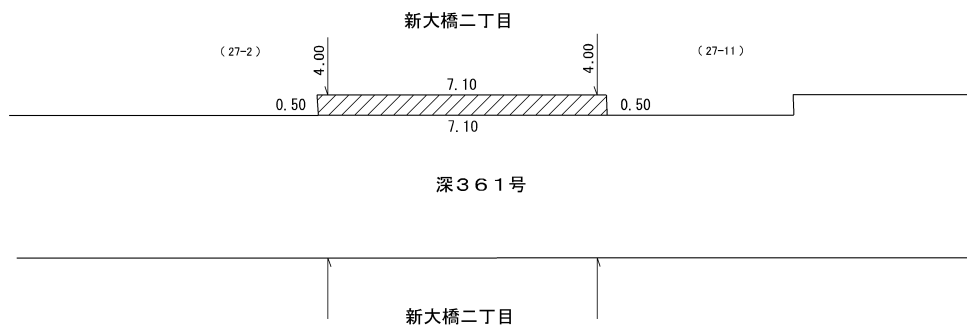
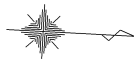
江 東 区 新 大 橋 二 丁 目 地 内



面 積 3.55 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 深 4 4 4 号 区 域 変 更 略 図

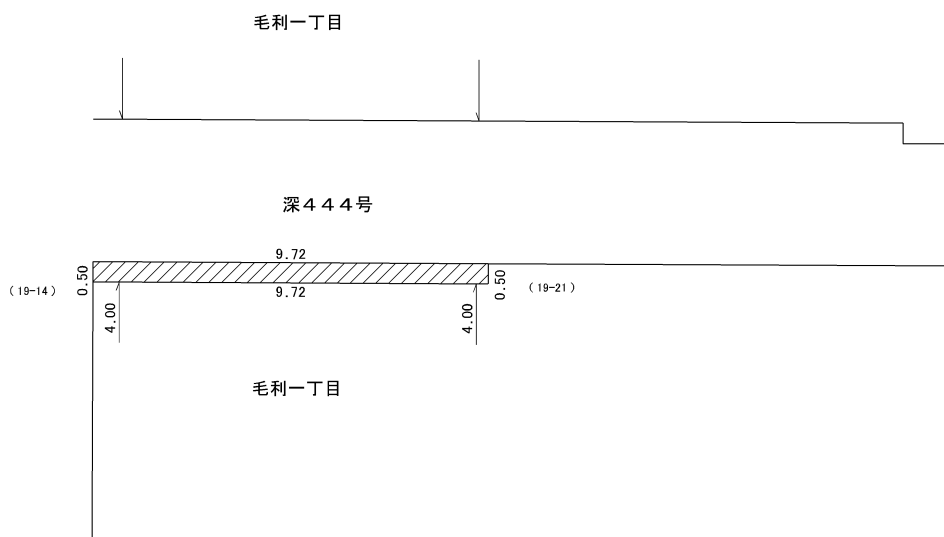
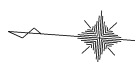
江 東 区 毛 利 一 丁 目 地 内



面 積 4.86 平方メートル



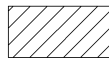
区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 城 1 9 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 大 島 一 丁 目 地 内

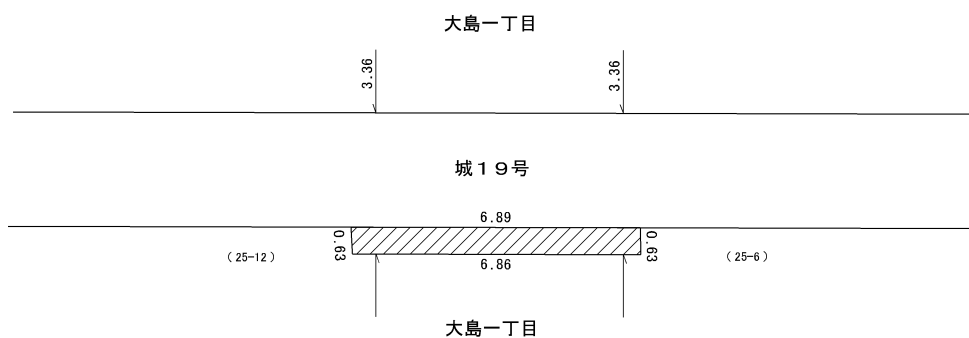


編 入 区 域

面 積 4.38 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 城 6 9 号 区 域 変 更 略 図

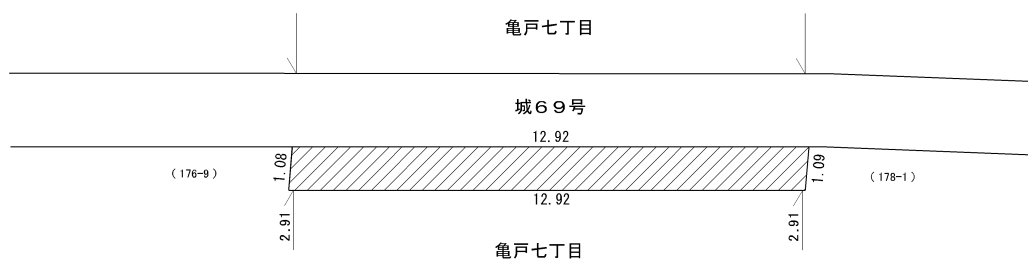
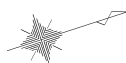
江 東 区 亀 戸 七 丁 目 地 内



面 積 14.02平方メートル



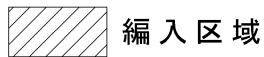
区域変更箇所



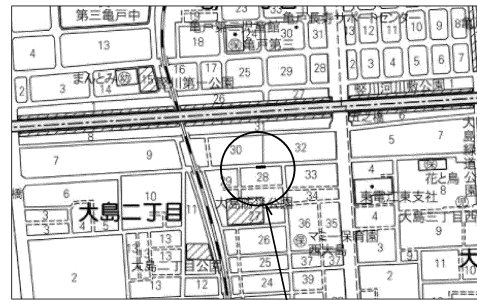
※ 数字はメートル
※ ()内は地番

特 別 区 道 江 8 7 号 区 域 変 更 略 図

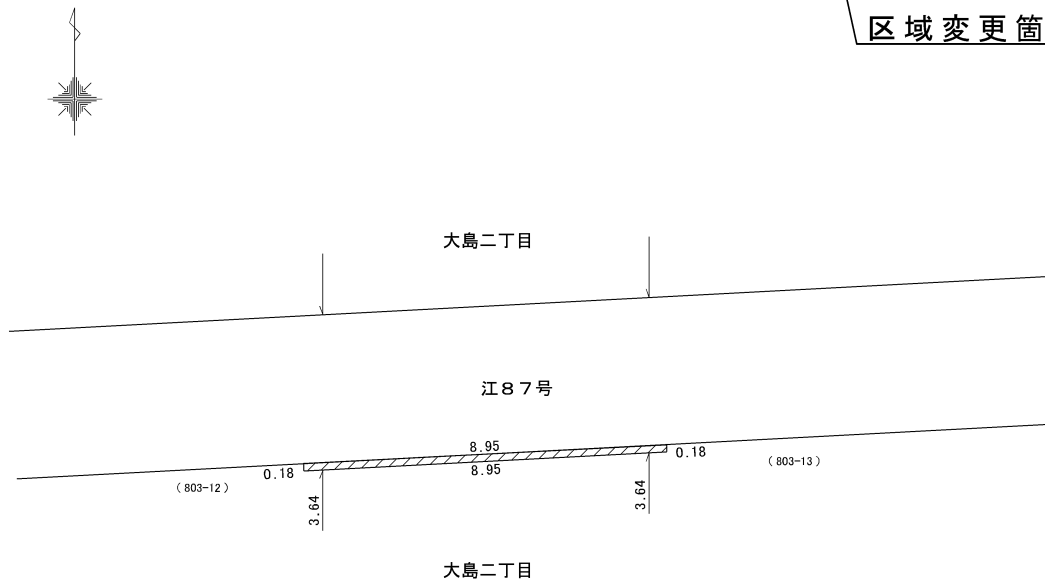
江 東 区 大 島 二 丁 目 地 内



面 積 1.61 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特別区道江 110 号区域変更略図

江東区東砂四丁目地内

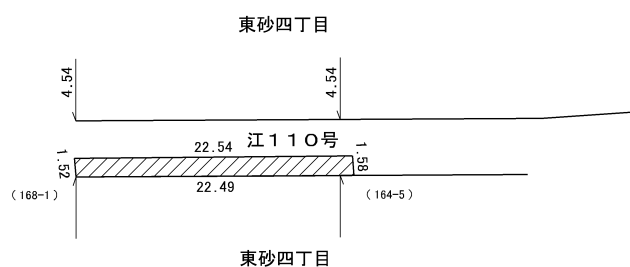
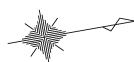


編入区域

面積 34.83平方メートル



区域变更箇所



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 2 2 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条
第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を
開始する。

なお、その関係図面は、令和 5 年 7 月 5 日から
2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 5 日

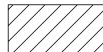
江東区長 木 村 弥 生

記

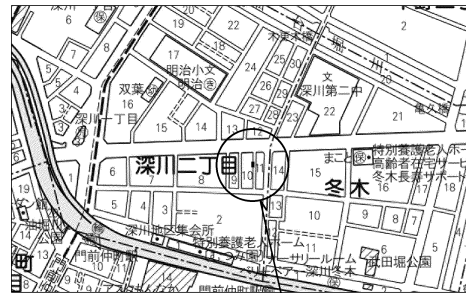
整理 番号	路線名	変更の区間	備考
1	深 8 7 号	江東区深川二丁目 1 2 番 3 先から 江東区深川二丁目 1 2 番 1 先まで	なし
2	深 1 7 9 号	江東区木場五丁目 6 番 7 先から 江東区木場五丁目 6 番 1 6 先まで	なし
3	深 2 8 0 号	江東区石島 1 9 番 1 4 先から 江東区石島 1 9 番 2 1 先まで	なし
4	深 3 6 1 号	江東区新大橋二丁 目 2 7 番 2 先から 江東区新大橋二丁 目 2 7 番 1 1 先ま で	なし
5	深 4 4 4 号	江東区毛利一丁目 8 番 9 先から 江東区毛利一丁目 8 番 8 先まで	なし
6	城 1 9 号	江東区大島一丁目 2 5 番 1 2 先から 江東区大島一丁目 2 5 番 6 先まで	なし
7	城 6 9 号	江東区亀戸七丁目 1 7 7 番 1 0 先か ら 江東区亀戸七丁目 1 7 8 番 1 先まで	なし
8	江 8 7 号	江東区大島二丁目 8 0 3 番 1 2 先か ら 江東区大島二丁目 8 0 3 番 1 3 先ま で	なし
9	江 1 1 0 号	江東区東砂四丁目 1 6 8 番 1 先から 江東区東砂四丁目 1 6 4 番 5 先まで	なし

特 別 区 道 深 8 7 号 区 域 変 更 略 図

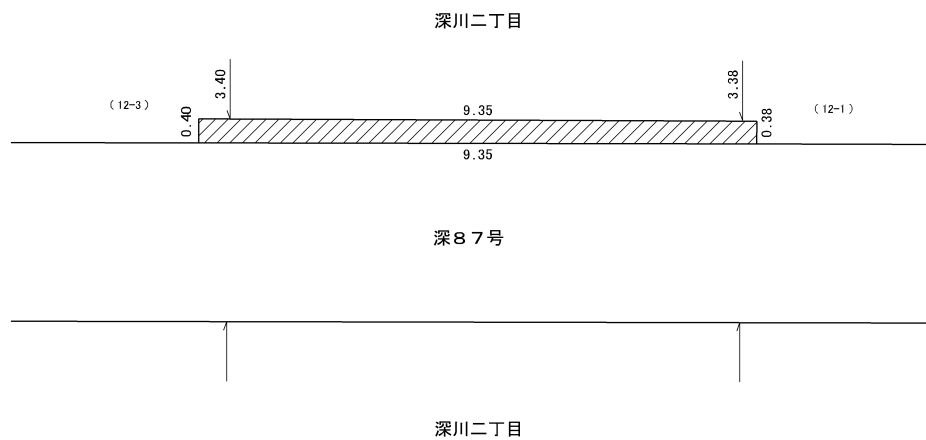
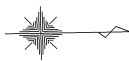
江 東 区 深 川 二 丁 目 地 内

 編 入 区 域

面 積 3.67 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 深 1 7 9 号 区 域 変 更 略 図

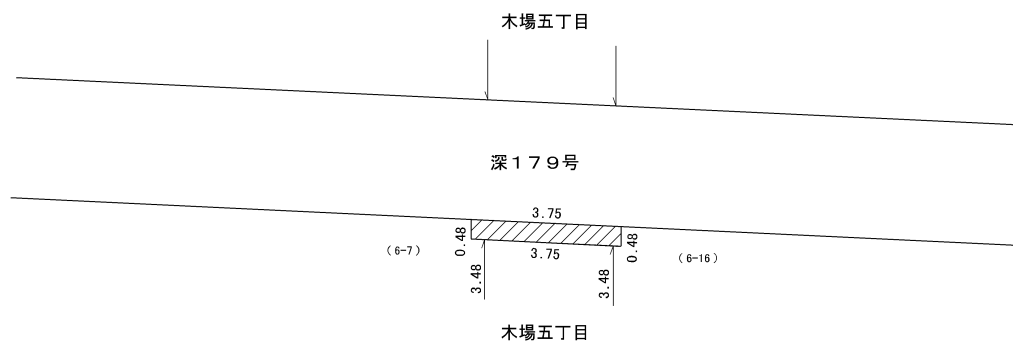
江 東 区 木 場 五 丁 目 地 内



面 積 1.83 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特別区道深280号区域変更略図

江東区石島地内

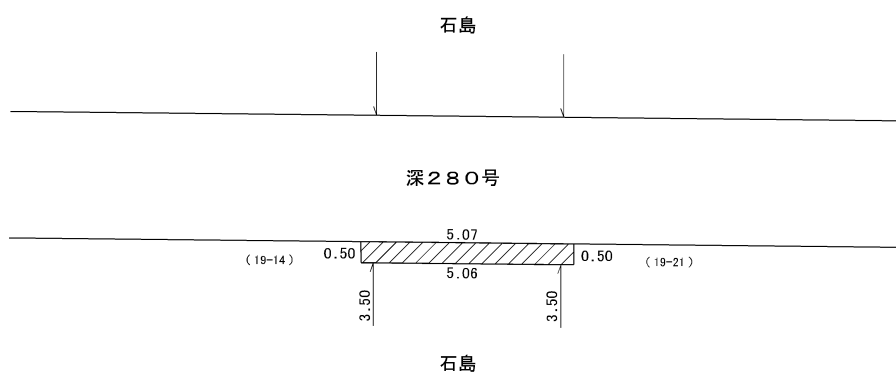


編入区域

面積 2.54平方メートル



区域变更箇所



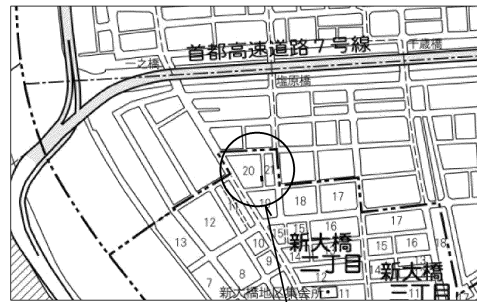
※ 数字はメートル
※ ()内は地番

特 別 区 道 深 3 6 1 号 区 域 変 更 略 図

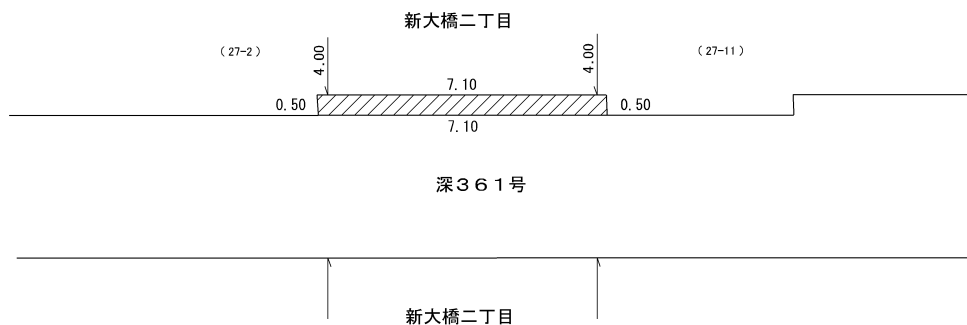
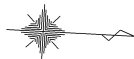
江 東 区 新 大 橋 二 丁 目 地 内



面 積 3.55 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 深 4 4 4 号 区 域 変 更 略 図

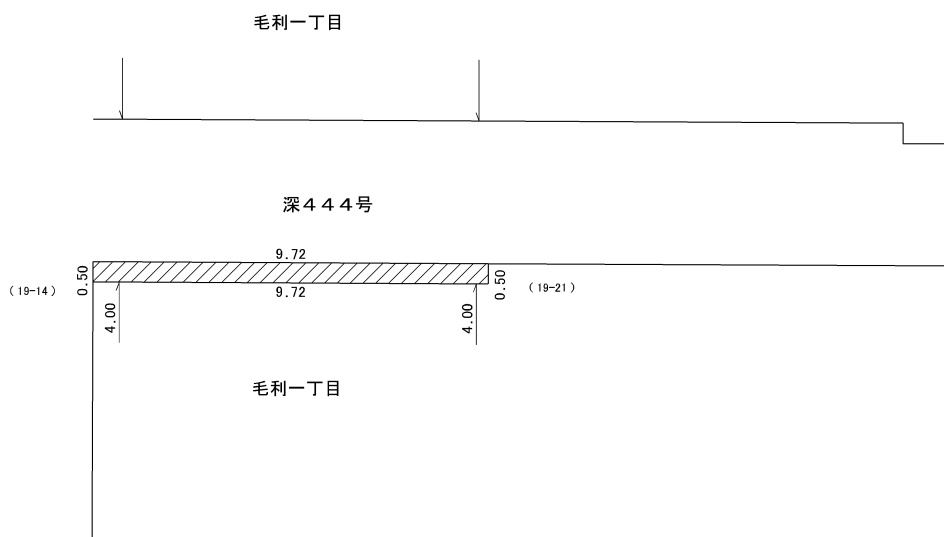
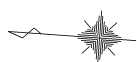
江 東 区 毛 利 一 丁 目 地 内



面 積 4.86 平方メートル



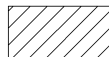
区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 城 1 9 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 大 島 一 丁 目 地 内

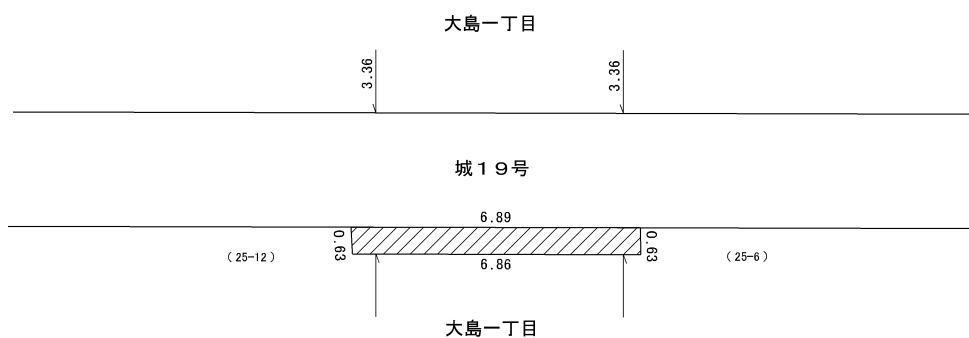


編 入 区 域

面 積 4.38 平方メートル



区 域 変 更 箇 所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 城 6 9 号 区 域 変 更 略 図

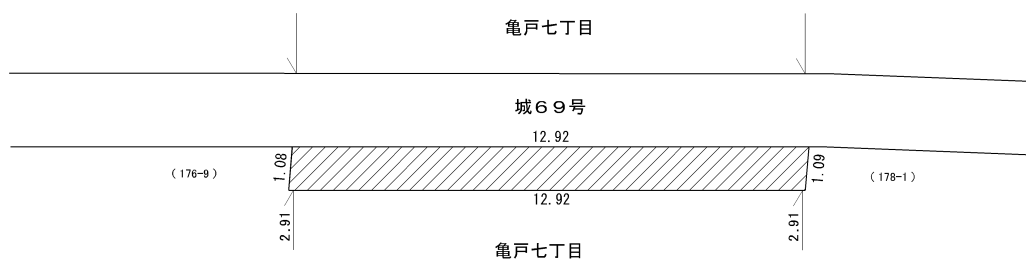
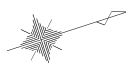
江 東 区 亀 戸 七 丁 目 地 内



面 積 14.02平方メートル



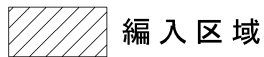
区域変更箇所



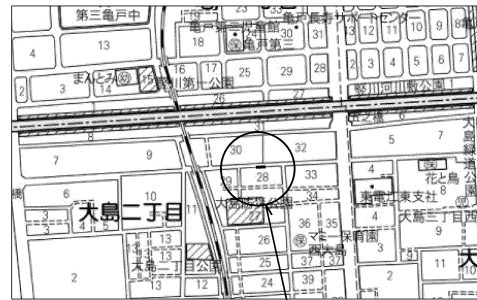
※ 数字はメートル
※ ()内は地番

特 別 区 道 江 8 7 号 区 域 変 更 略 図

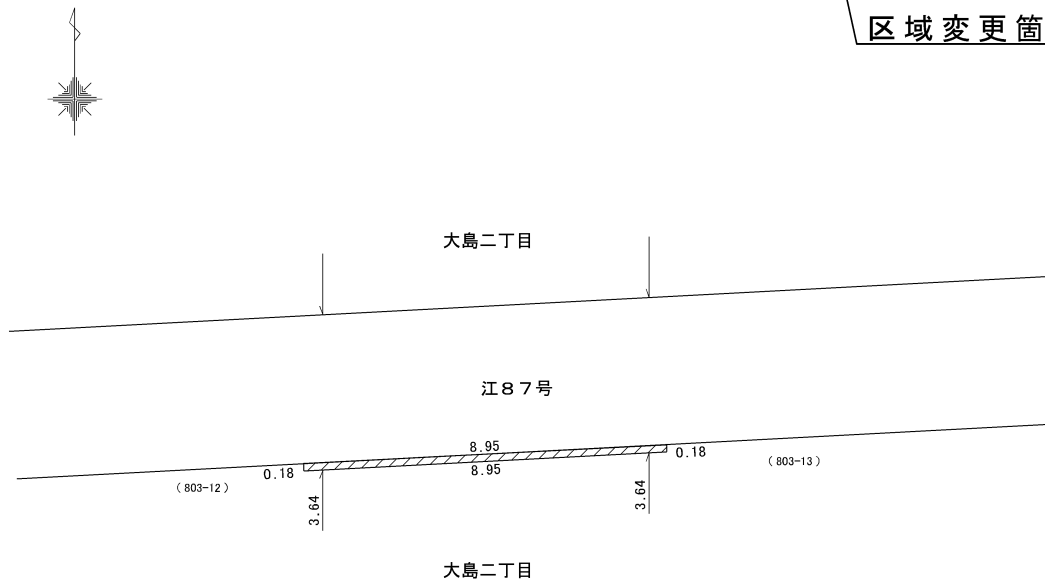
江 東 区 大 島 二 丁 目 地 内



面 積 1.61 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特別区道江110号区域変更略図

江東区東砂四丁目地内

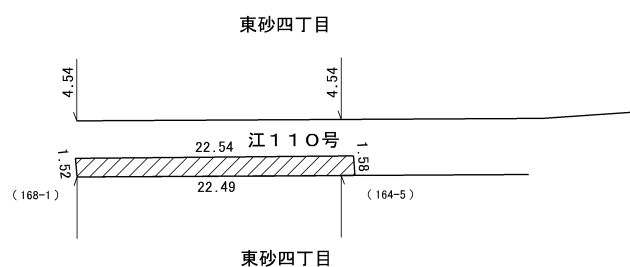
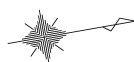


編入区域

面積34.83平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 2 2 2 号

江東区区有通路管理条例（平成 4 年 3 月江東区条例第 1 7 号）第 3 条の規定に基づき、区有通路の区域を下記のとおり変更する。

なお、その関係図面は、令和 5 年 7 月 5 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 5 日

江東区長 木 村 弥 生

記

		江東区南砂四丁目 6 8 0 番 7 先まで	次図表示の とおり
9	6 2 5 2 号	江東区豊洲四丁目 1 番 1 8 3 先から	次図表示の とおり
		江東区豊洲四丁目 1 番 1 9 先まで	次図表示の とおり

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	6 0 2 3 号	江東区北砂四丁目 5 9 0 番先から 江東区北砂四丁目 5 9 0 番 1 6 先ま で	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
2	6 0 4 9 号	江東区北砂四丁目 1 1 5 5 番 2 先か ら 江東区北砂四丁目 1 1 3 5 番 1 先ま で	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
3	6 0 6 6 号	江東区北砂七丁目 8 9 5 番 1 7 先か ら 江東区北砂七丁目 8 9 5 番 1 8 先ま で	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
4	6 1 3 3 号	江東区北砂二丁目 7 5 9 番 3 先から 江東区北砂二丁目 7 5 9 番 2 0 先ま で	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
5	6 1 5 1 号	江東区北砂六丁目 4 5 1 番 1 8 先か ら 江東区北砂六丁目 4 5 6 番 1 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
6	6 1 9 4 号	江東区東砂五丁目 3 1 1 番 1 先から 江東区東砂五丁目 3 1 1 番 1 3 先ま で	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
7	6 1 9 7 号	江東区東砂三丁目 4 9 4 番 2 先から 江東区東砂三丁目 4 9 4 番 6 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
8	6 2 1 2 号	江東区南砂四丁目 7 7 0 番 9 先から	次図表示の とおり

江 東 区 区 有 通 路 6 0 2 3 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 南 砂 五 丁 目 地 内

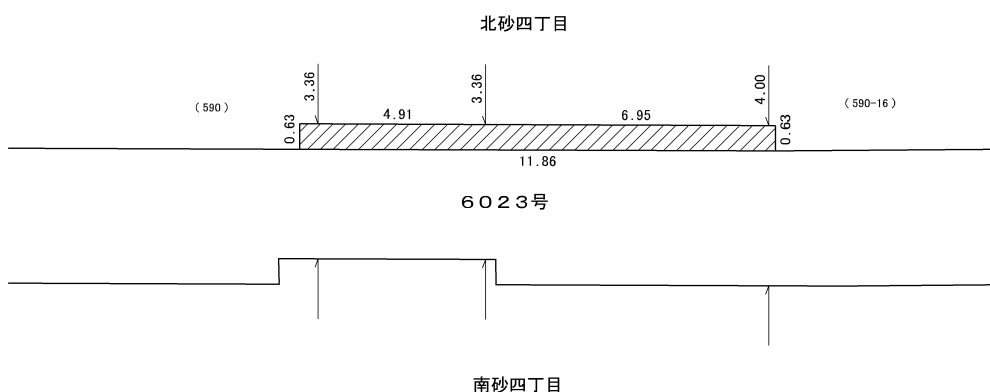


編 入 区 域

面 積 7.51 平方メートル



区 域 変 更 箇 所



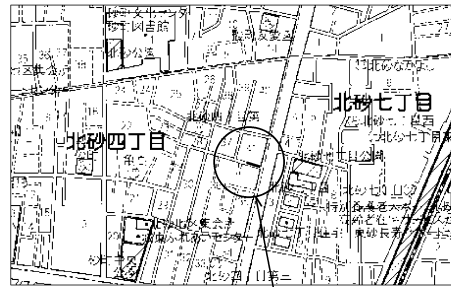
※ 数字はメートル
※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 4 9 号 区 域 変 更 略 図

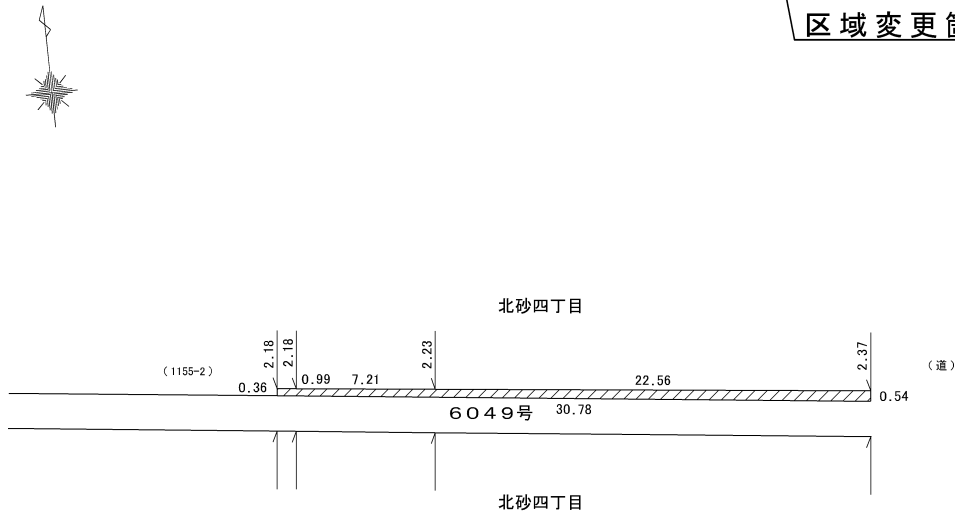
江 東 区 北 砂 四 丁 目 地 内



面 積 1 4 . 0 3 平 方 メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
 ※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 6 6 号 区 域 変 更 略 図

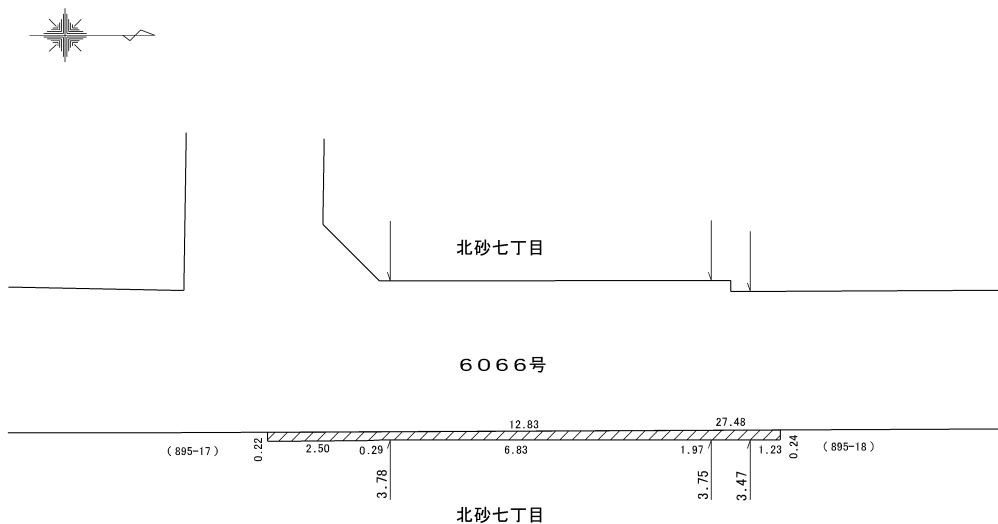
江 東 区 北 砂 七 丁 目 地 内



面 積 2.97 平方メートル



区域変更箇所



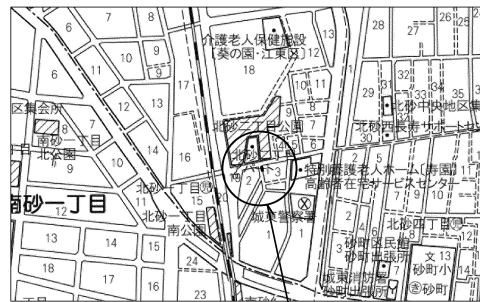
※ 数字はメートル
※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 1 3 3 号 区 域 変 更 略 図

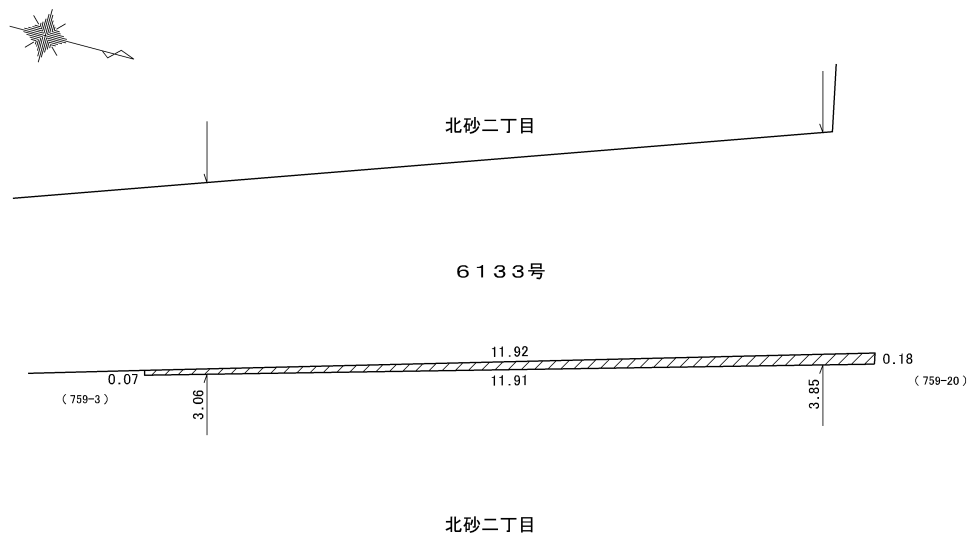
江 東 区 北 砂 二 丁 目 地 内



面 積 1.55 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 1 5 1 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 北 砂 六 丁 目 地 内

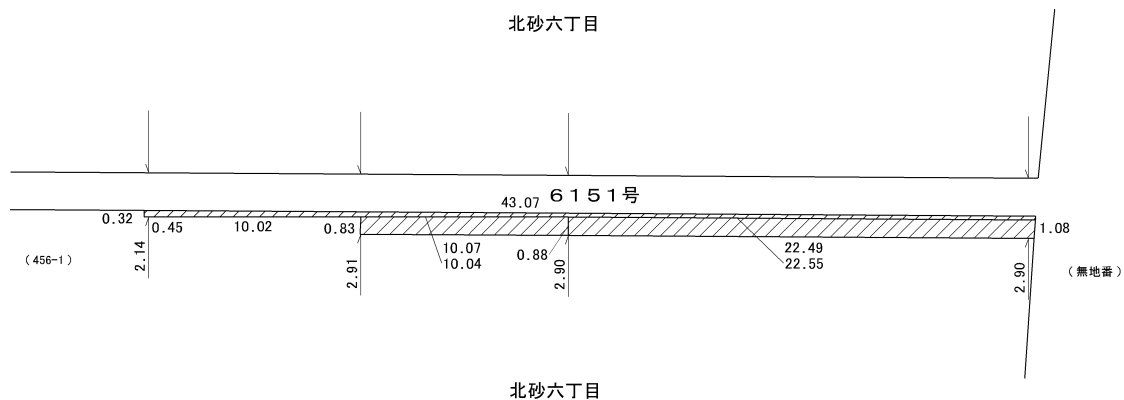
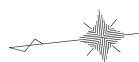


編 入 区 域

面 積 38.25平方メートル



区 域 変 更 箇 所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 1 9 4 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 東 砂 五 丁 目 地 内

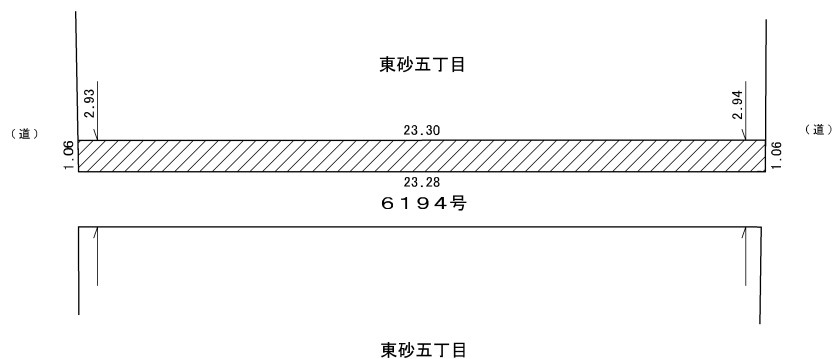


編 入 区 域

面 積 24.79 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
 ※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 1 9 7 号 区 域 変 更 略 図

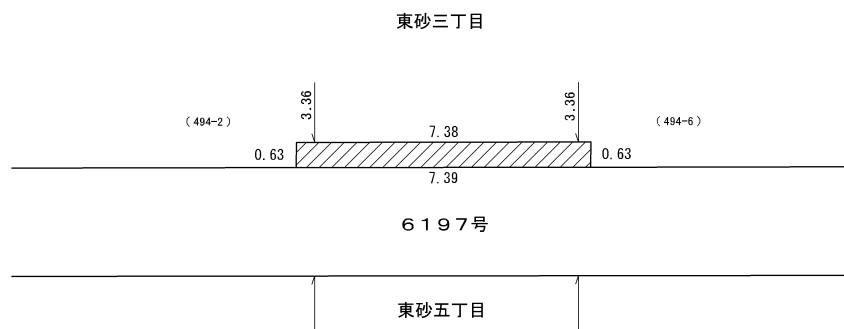
江 東 区 東 砂 三 丁 目 地 内

 編 入 区 域

面 積 4.70 平 方 メートル



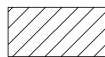
区域変更箇所



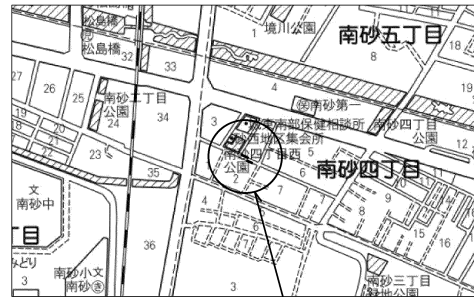
※ 数字はメートル
※ ()内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 2 1 2 号 区 域 変 更 略 図

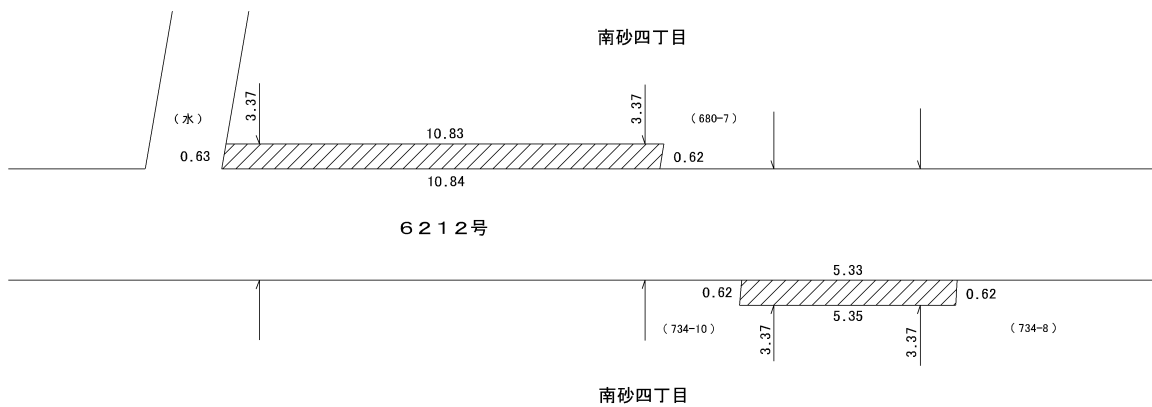
江 東 区 南 砂 四 丁 目 地 内

 編 入 区 域

面 積 10.07 平 方 メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
 ※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 2 5 2 号 区 域 変 更 略 図

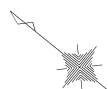
江 東 区 豊 洲 四 丁 目 地 内



面 積 2.99 平方メートル



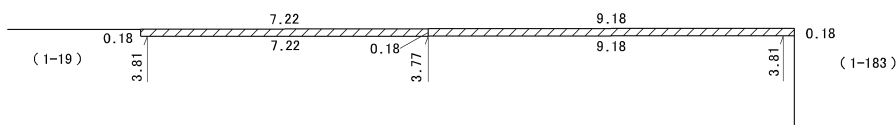
区域変更箇所



豊洲四丁目



6 2 5 2 号



豊洲四丁目

※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 2 2 3 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 5 年 7 月 5 日

江東区長 木 村 弥 生

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 2 2 4 号

平成 2 3 年 6 月 2 3 日江東区告示第 1 4 2 号の一部を次のように改正する。

令和 5 年 7 月 5 日

江東区長 木 村 弥 生

「 5 代表者の氏名及び住所	氏名 木口 英一 住所 江東区住吉一丁目 1 9 番 1 - 1 1 3 号
----------------	---

を

「 5 代表者の氏名及び住所	氏名 鈴木 芳弘 住所 江東区住吉一丁目 1 9 番 1 - 1 1 0 1 号
----------------	---

に改める。

告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第 1 1 号

下記により、令和 5 年第 6 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 5 年 6 月 1 9 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

1 日時 令和 5 年 6 月 2 2 日 (木)

午前 1 0 時

2 場所 江東区役所

3 報告事項

(1) 令和 5 年第 2 回区議会定例会（教育委員会関係）について ほか

◎江東区教育委員会告示第 1 2 号

江東区文化財保護条例（昭和 5 5 年 1 0 月江東区条例第 3 2 号）第 5 条の規定に基づき、下記について江東区登録有形民俗文化財の登録を解除する。

令和 5 年 7 月 3 日

江東区教育委員会

記

文化財の登録解除

1 江東区登録有形民俗文化財

(1) 大黒天像

江東区門前仲町 1 - 8 - 4

明光教会 区外転出のため

区 議 会

◎区議会議決事項(令和5年第2回定例会)

6月7日から6月29日まで会期23日間にわたって開会した令和5年第2回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案(区長提出)

議案第41号 令和5年度江東区一般会計補正予算(第2号)

(6月12日原案可決)

議案第42号 包括外部監査契約の締結について

議案第43号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について

議案第44号 江東区清掃事務所改修工事請負契約

議案第45号 江東区東雲図書館改修工事請負契約

議案第46号 江東区立明治小学校校舎その他改修工事請負契約

議案第47号 江東区立明治小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約

議案第48号 江東区立明治小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約

議案第49号 議決を得た契約の契約変更について

議案第50号 議決を得た契約の契約変更について

議案第51号 議決を得た契約の契約変更について

議案第52号 議決を得た契約の契約変更について

議案第53号 議決を得た契約の契約変更について

議案第54号 議決を得た契約の契約変更について

議案第55号 議決を得た契約の契約変更について

議案第56号 議決を得た契約の契約変更について

議案第57号 江東区特別区税条例の一部を改正する条例

議案第58号 江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例

議案第59号 江東区営住宅条例の一部を改正する条例

議案第60号 江東区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

議案第61号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

議案第62号 江東区奨学資金条例

議案第63号 江東区立図書館条例の一部を改正する条例

議案第64号 江東区マンション等の建設に関する条例の一部を改正する条例

議案第65号 令和5年度江東区一般会計補正予算(第3号)

議案第66号 江東区長の給料等の特例に関する条例

(以上6月29日原案可決)

2 選任同意(区長提出)

議案第67号 江東区副区長選任同意方について

武 越 信 昭

(6月29日同意)

3 報告(区長提出)

報告第2号 令和4年度江東区繰越明許費繰越計算書について

(6月7日報告)

4 議案(議員提出)

議員提出議案第12号 教員不足解消に向けた取組の更なる充実を求める意見書

議員提出議案第13号 アスベストによる健康被害に対する安定的な予算の確保を求める意見書

(以上6月29日原案可決)

5 その他の議決事項等

令和5年度予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

(6月7日設置及び選任)

令和5年度国内都市行政視察に関わる議員の派遣について

(以上6月29日決定)

